

**あま市
地域福祉計画**

あま市社会福祉協議会
地域福祉活動計画

平成26年度～平成30年度

平成**年*月

あま市

あま市社会福祉協議会

目次

あま市地域福祉計画

第1章	計画の概要	
1	計画の基本的な考え方	3
2	計画の趣旨と位置づけ	5
第2章	地域を取り巻く状況	
1	人口に関する統計	11
2	高齢者・障がいのある人・子どもの福祉に関する統計	13
3	一般市民アンケート調査からみえる課題	20
4	団体アンケート調査からみえる課題	22
5	団体ヒアリング調査からみえる課題	23
6	地域懇談会からみえる課題	24
第3章	計画の基本理念と基本目標	
1	基本理念と基本目標	35
2	計画の体系図	36
第4章	施策の展開	
	基本目標1 互いに支え合うきずなづくり	39
	基本目標2 地域力を高めるためのしくみづくり	42
	基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり	45
第5章	計画の推進体制	
1	計画の推進体制	51
2	進行管理と評価の方法	51

あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画

第1章 活動計画策定にあたって

- 1 活動計画の背景と趣旨 53
- 2 活動計画と社会福祉協議会 53
- 3 活動計画の目的と期間 54
- 4 活動計画の基本的な考え方 55
- 5 活動計画の策定体系 55

第2章 活動計画の内容

- 1 重点的な取り組み（重点目標） 59
- 2 福祉サービスの提供体制の充実 73

第3章 法人運営の強化

- 1 運営基盤の強化 85
- 2 組織・役員等の体制 87
- 3 人材育成 88

資料編

- 1 あま市地域福祉計画策定委員会要綱・策定委員会委員名簿 ... 91
- 2 あま市地域福祉活動計画策定委員会要綱・策定委員会委員名簿
..... 93
- 3 各種団体に関する現状 95
- 4 地域懇談会のまとめ（第1回、第2回） 97
- 5 用語集 103

地域福祉計画

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 地域福祉とは何か

住み慣れた地域で、安全・安心に暮らしていけることは、市民の誰もが願うことです。地域福祉は、市民の安全・安心な暮らしを、福祉の観点から実現していくことを目的としています。

しかし、現代社会は、核家族化や少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、家庭機能の変化や地域の協力・協働関係の希薄化、身近な市民同士の交流やコミュニケーションの不足などが指摘されています。その一方で、福祉に対するニーズはますます高まってきており、複雑化、多様化してきています。

地域でともに暮らす市民が、改めて「地域の支え合い」の重要性を認識し、社会的排除や摩擦、貧困、心身の不安、社会的孤立や孤独、虐待など、実際に抱えているさまざまな生活に関する課題を自分たちのものとして捉え、これらの課題が深刻化しないよう、市民全体で地域を支えていく役割を担っていくことが大切です。

地域福祉については、社会福祉法第1条において、「社会福祉を目的とする他の法律と相まって推進を図る」ものであるとされています。

つまり、地域福祉とは「住み慣れた地域の中で、全ての市民が地域の一員として、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ちながら、いきいきとした自分らしい生活を送ることが尊重されるような社会を創っていくこと」と考えられます。

◆参考◆ 社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

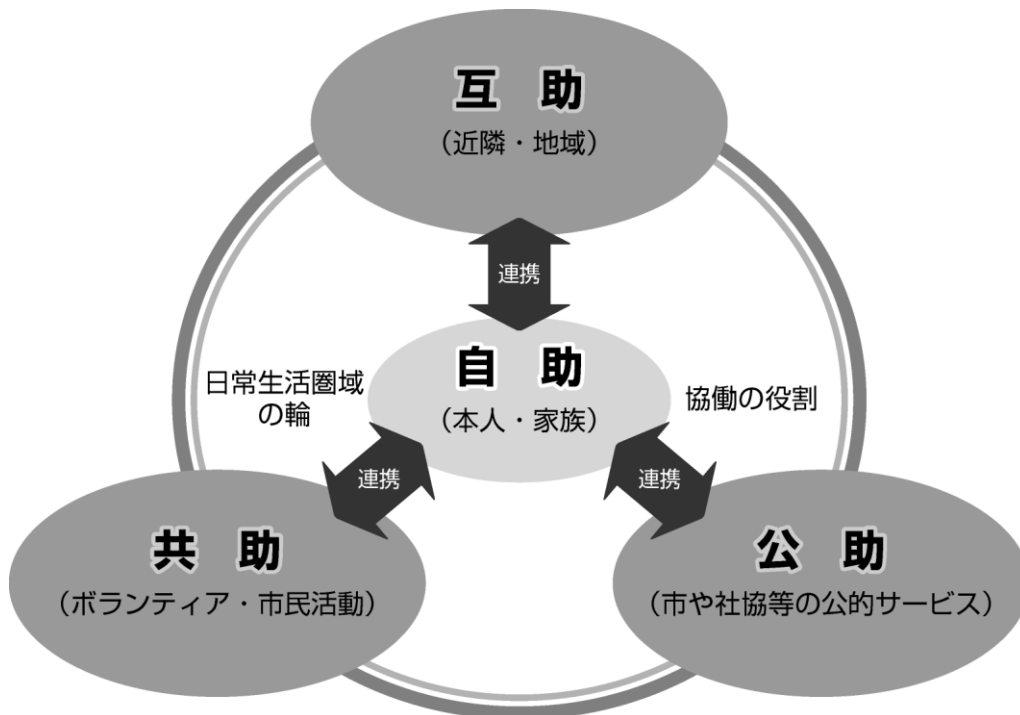
(2) 地域福祉の対象者と担い手

社会福祉法では、福祉サービスの対象者を「サービスの受け手」ではなく、「主体的な利用者」と捉えています。これは、社会福祉の対象者は、特定の人に限られたものではなく、全ての人がサービスを利用する可能性のある立場にいることや、福祉サービスの一方的な受け手ではなく、主体的にサービスを選択・利用する立場にいることを表しています。

特に、地域福祉については、その地域の住民は、サービスの利用者にも提供者にもなりえる立場にあります。身近な地域での課題は、法律や行政による福祉サービスだけではなく、近隣による見守りや地域組織による支援で解決できることもあります。

あま市では、本人や家族でできることは自ら行う『自助（じじょ）』、本人だけで解決できないことは、近隣や地域の中で力をあわせて解決を図る『互助（ごじょ）』、ボランティアや市民活動で解決を図る『共助（きょうじょ）』、自助・互助・共助でも解決できないことは、市や社会福祉協議会（以下「社協」という。）等の公的サービスを活用して解決を図る『公助（こうじょ）』という形による、さまざまな人や組織、行政が連携した一体的な地域福祉を推進していきます。

図表 地域福祉を推進する仕組み



2 計画の趣旨と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や都市化・過疎化が急速に進む中で、家族や地域の姿を変えてきました。本市においても、核家族化、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、子どもを育てる環境の変化、区（自治会）をはじめとする相互扶助機能の低下など、地域社会のあり方は大きく変わってきています。

このような地域社会の変化を背景として、地域福祉を計画的に進めていくために、社会福祉法第107条において、市町村に「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられてきました。

近年、局所的な豪雨や台風の強大化による風水害が多発する傾向にあり、大規模な地震発生への不安も高まっています。加えて、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は非常に高くなっています。いったん災害が起これば、「公助」による救援を待っている時間はありません。本人や家族による「自助」、近隣や地域の連携による助け合いの「互助」、ボランティアや市民活動による助け合いの「共助」の役割が大変重要であり、協働によりその役割を果たしていくことが求められます。あくまでも助け合いの中心となるのは地域住民であり、「公助」は「自助」「互助」「共助」に対する支援を担うものという認識が必要です。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、住民同士による声かけや見守り、炊き出しなどが行われ、助け合いの精神の重要性を再認識するきっかけとなりました。

これらを踏まえ、本市における地域福祉の取り組みをさらに推進していくため、「あま市地域福祉計画」を策定します。

◆参考◆ 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

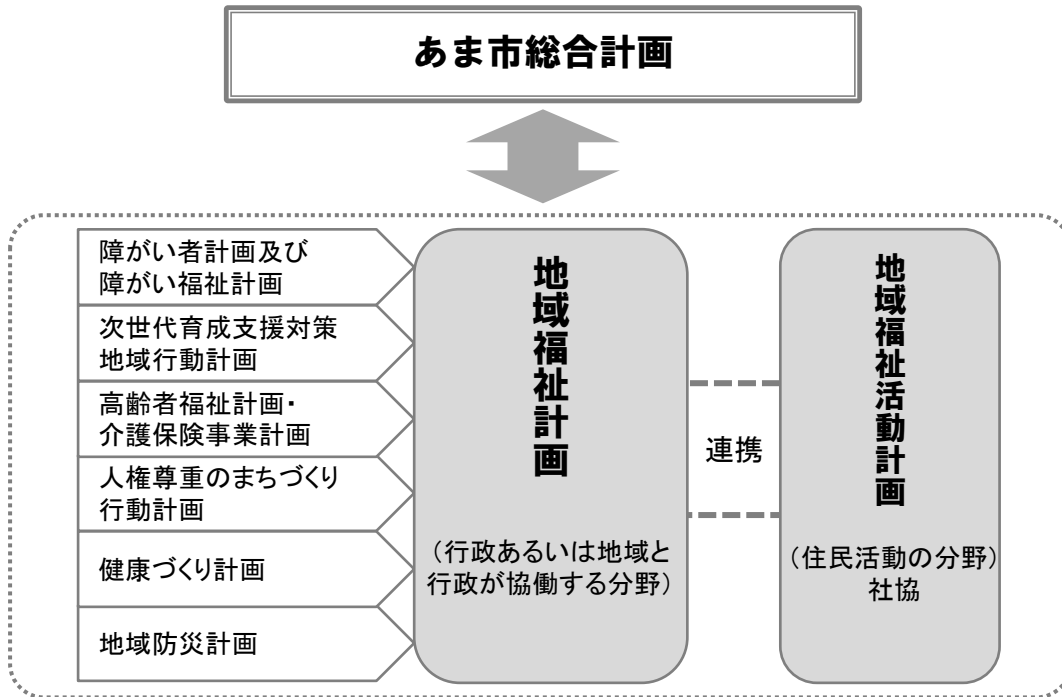
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 総合計画及び個別計画との関係

地域福祉計画は、「あま市総合計画」を最上位計画とする部門別計画（下位計画）であり、生活関連分野のうち保健・医療・福祉に関連する個別計画と同列かつ横断的なつながりを持っています。それぞれの個別計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、関連分野との連携によって、さらなる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置づけとしています。

図表 総合計画及び個別計画との関係



(3) 計画の期間

本計画は、平成26年度から30年度までの5か年の計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直し、「あま市総合計画」との整合を図ります。

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
地域福祉計画									
			見直し期間		第2次 地域福祉計画				

(4) 計画の策定体制

①策定委員会の設置

保健・医療関係代表者、社会福祉関係代表者、高齢福祉関係代表者、児童福祉関係代表者、教育関係代表者、学識経験者などで構成される「あま市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本計画を策定しました。

②一般市民アンケート調査の実施

地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方について、市民の意見や要望などを聞くことを目的に、「あま市地域福祉に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施しました。

- 調査対象：市内在住の20歳以上の方から無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成24年11月9日～11月26日
- 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
3,000件	1,369件	45.6%

③団体調査の実施

【団体アンケート調査】


ボランティア、NPO、関係福祉団体等から、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え方などを聞くことを目的に、「団体アンケート調査」を実施しました。

- 調査対象：ボランティア、NPO、関係福祉団体等 25団体
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成24年11月14日～11月27日

【団体ヒアリング調査】

団体アンケート調査にご協力いただいた団体の中から、アンケート調査の回答を踏まえ、新たな設問を設けてさらに詳しくご意見をいただくことを目的に、「団体ヒアリング調査」を実施しました。

- 調査対象：ボランティア、NPO、関係福祉団体等 6団体
- 調査日程：平成24年12月12日、平成24年12月17日
- 調査場所：あま市役所 甚目寺庁舎



④ホームページによる意見募集

市民が地域において様々な活動をする中で感じられる福祉課題等について、市ホームページ内にてご意見をいただくことを目的として実施しました。

■ 募集期間：平成25年1月15日～平成25年2月15日

⑤地域懇談会の実施

地域における日常生活上の問題や、今後の地域福祉のあり方を住民同士で話し合うことを目的に、「地域懇談会」を開催しました。

(参照：本計画書 第2章6 地域懇談会からみえる課題)

⑥パブリック・コメントの実施

市の広報・ホームページにより、計画策定にあたってのご意見及び情報を広く市民から募集しました。

■ 募集期間：平成25年12月6日～平成26年1月6日

第2章

地域を取り巻く状況

第2章 地域を取り巻く状況

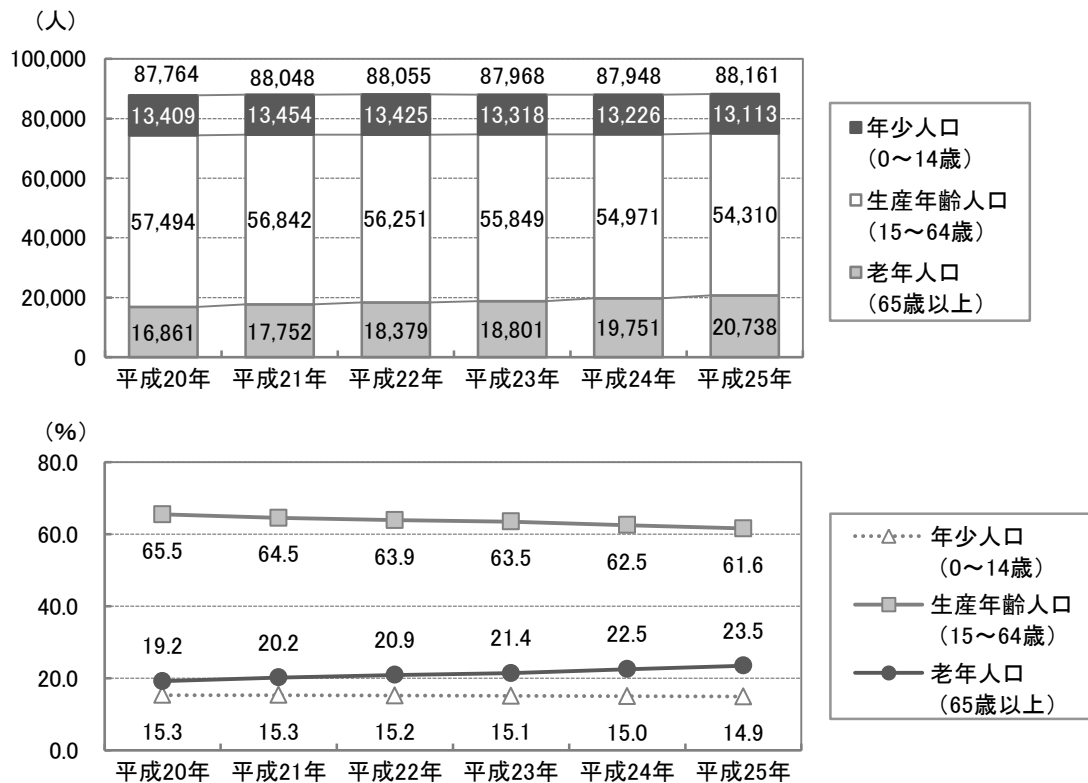
1 人口に関する統計

(1) 人口・世帯の状況

①年齢3階級別人口の推移

年齢別人口の推移をみると、0～14歳の人口は横ばい、15～64歳の人口は減少、65歳以上の人口は増加しています。特に、65歳以上の人口は、平成20年と平成25年を比べると約1.2倍に増加しており、高齢化が進展しています。

図表 年齢別人口の推移



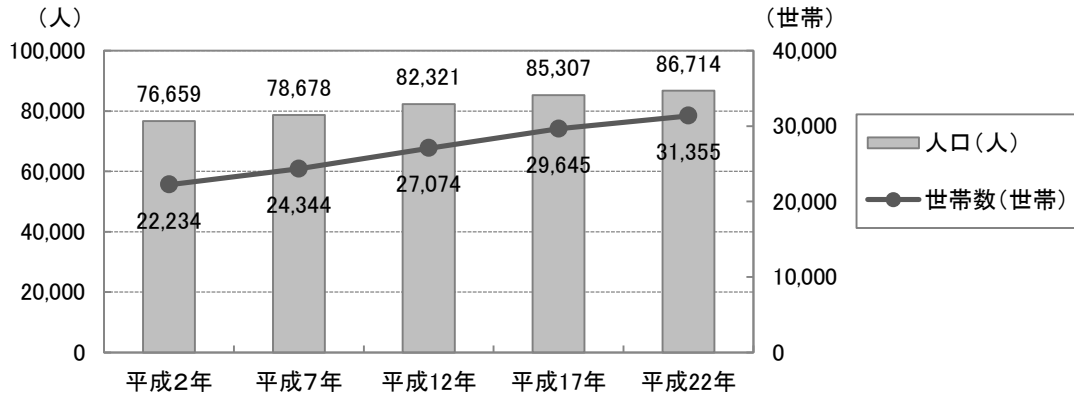
種別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年少人口(0～14歳)(人)	13,409	13,454	13,425	13,318	13,226	13,113
生産年齢人口(15～64歳)(人)	57,494	56,842	56,251	55,849	54,971	54,310
老年人口(65歳以上)(人)	16,861	17,752	18,379	18,801	19,751	20,738
年少人口(0～14歳)(%)	15.3	15.3	15.2	15.1	15.0	14.9
生産年齢人口(15～64歳)(%)	65.5	64.5	63.9	63.5	62.5	61.6
老年人口(65歳以上)(%)	19.2	20.2	20.9	21.4	22.5	23.5

資料：住民基本台帳・外国人登録（各年10月1日現在）

②人口・世帯数の推移

国勢調査によるあま市の人口・世帯数の推移をみると、平成22年にかけて増加していますが、1世帯当たり人員は減少しています。

図表 人口と世帯数の推移



※平成22年3月22日3町合併

種別	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口(人)	76,659	78,678	82,321	85,307	86,714
世帯数(世帯)	22,234	24,344	27,074	29,645	31,355
1世帯当たり人員(人)	3.45	3.23	3.04	2.88	2.77

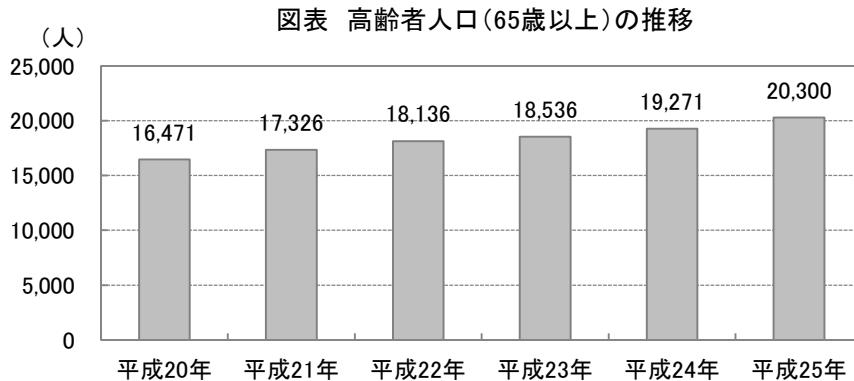
資料：第1次あま市総合計画より〈国勢調査〉

2 高齢者・障がいのある人・子どもの福祉に関する統計

(1) 高齢者の状況

① 高齢者人口

高齢者の人口の推移をみると、年々増加しています。平成20年から平成25年にかけて、3,829人増加し、20,300人となっています。

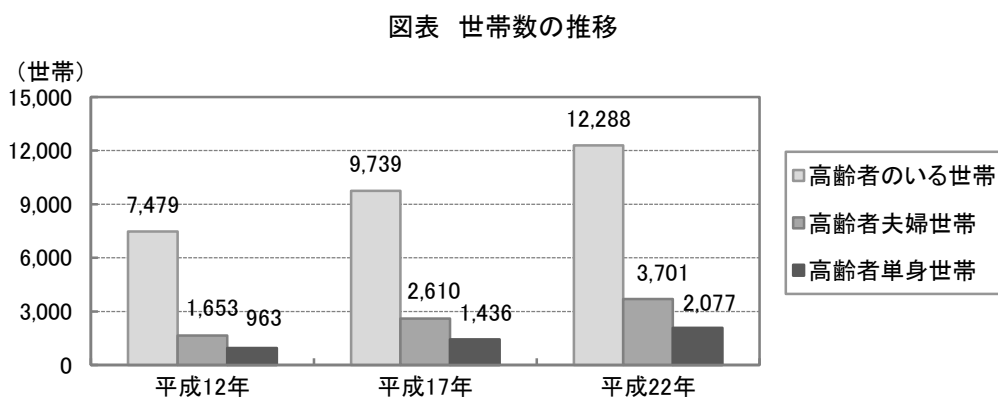


	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
高齢者人口(人)	16,471	17,326	18,136	18,536	19,271	20,300

資料：住民基本台帳・外国人登録（各年4月1日現在）

② 高齢者のいる世帯

平成22年の国勢調査によると、高齢者のいる世帯は12,288世帯で、増加傾向にあります。高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯ともに、平成12年に比べて、平成22年では世帯数が倍増しています。



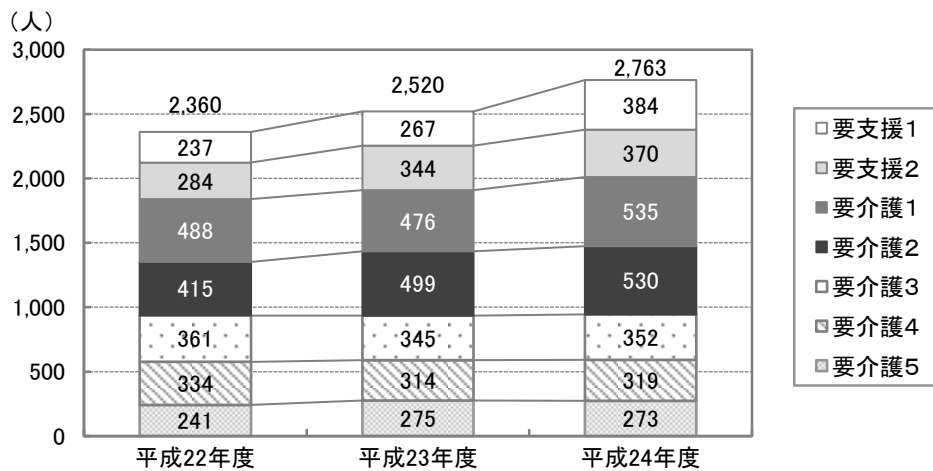
区分	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者のいる世帯(世帯)	7,479	9,739	12,288
高齢者夫婦世帯(世帯)	1,653	2,610	3,701
高齢者単身世帯(世帯)	963	1,436	2,077

資料：高齢者福祉計画・介護保険事業計画より〈国勢調査〉

③要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は、平成22年度では2,360人でしたが、平成24年度では、403人増（17.1%増）の2,763人となっており、年々増加傾向にあります。

図表 要支援・要介護認定者の推移



区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
要支援1(人)	237	267	384
要支援2(人)	284	344	370
要介護1(人)	488	476	535
要介護2(人)	415	499	530
要介護3(人)	361	345	352
要介護4(人)	334	314	319
要介護5(人)	241	275	273
合計	2,360	2,520	2,763

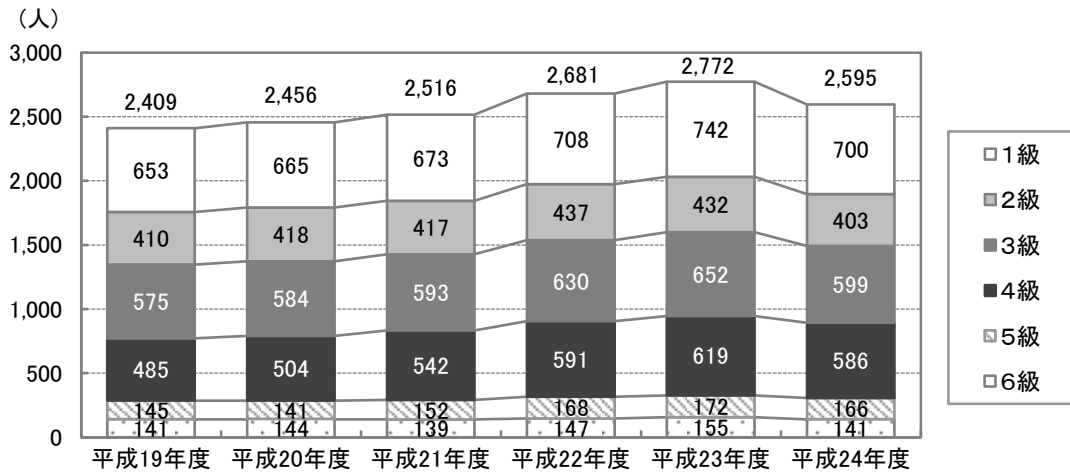
資料：庁内資料〈介護保険事業状況報告（年報）〉

(2) 障がいのある人の状況

①身体障害者(児)手帳交付数の推移

身体障害者(児)手帳所持者の平成19年度から平成24年度の推移では、2,409人から2,595人の186人増(7.7%増)となっています。

図表 障がい等級別の身体障害者(児)手帳交付数の推移



区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1級(人)	653(17)	665(17)	673(17)	708(21)	742(21)	700(21)
2級(人)	410(13)	418(13)	417(14)	437(15)	432(14)	403(12)
3級(人)	575(16)	584(20)	593(16)	630(16)	652(16)	599(14)
4級(人)	485(4)	504(2)	542(3)	591(3)	619(4)	586(3)
5級(人)	145(1)	141(0)	152(0)	168(1)	172(1)	166(1)
6級(人)	141(3)	144(4)	139(4)	147(5)	155(6)	141(7)
合計	2,409(54)	2,456(56)	2,516(54)	2,681(61)	2,772(62)	2,595(58)

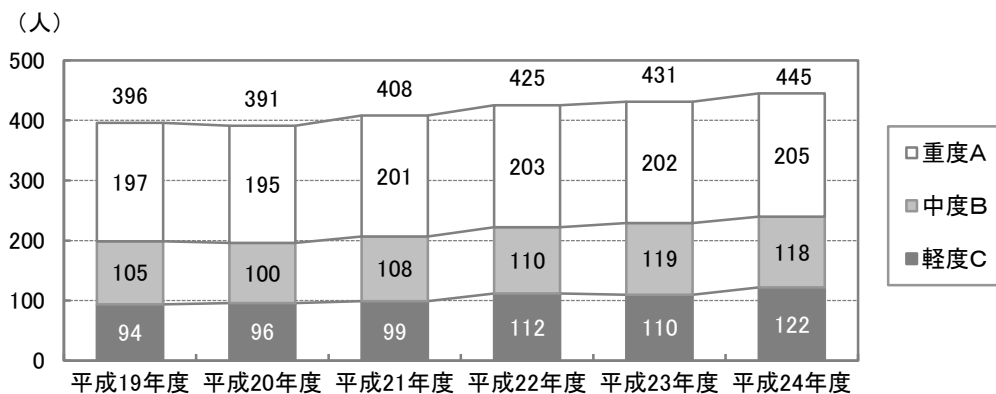
※ () 内は18歳未満の人数再掲

資料：庁内資料(各年年度末現在)

②療育手帳交付数の推移

判定別の療育手帳交付数の平成19年度から平成24年度の推移では、重度Aが197人から205人の8人増（4.1%増）、中度Bが105人から118人の13人増（12.4%増）、軽度Cが94人から122人の28人増（29.8%増）となっています。

図表 判定別療育手帳交付数の推移



区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
重度A(人)	197(55)	195(55)	201(57)	203(56)	202(56)	205(60)
中度B(人)	105(30)	100(25)	108(29)	110(32)	119(37)	118(37)
軽度C(人)	94(52)	96(49)	99(50)	112(58)	110(55)	122(55)
合計	396(137)	391(129)	408(136)	425(146)	431(148)	445(152)

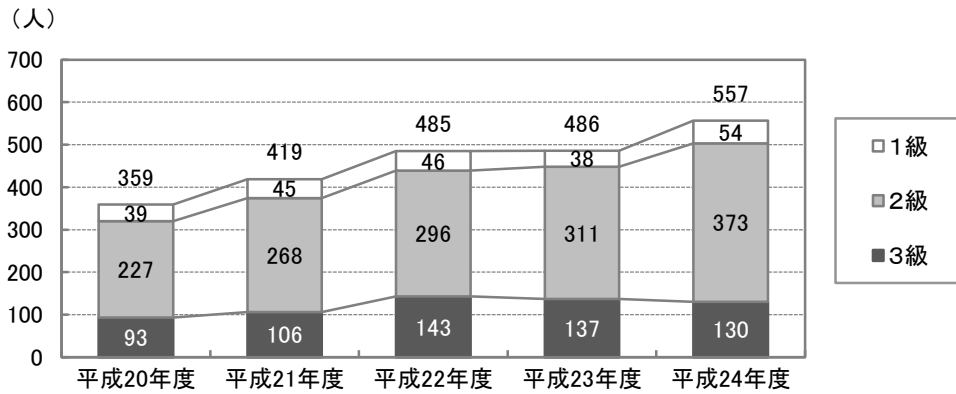
※（ ）内は18歳未満の人数再掲

資料：庁内資料（各年年度末現在）

③精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

障がい等級別の精神障害者保健福祉手帳交付数の平成20年度から平成24年度の推移では、1級が39人から54人の15人増（38.5%増）、2級が227人から373人の146人増（64.3%増）、3級が93人から130人の37人増（39.8%増）となっています。

図表 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1級(人)	39	45	46	38	54
2級(人)	227	268	296	311	373
3級(人)	93	106	143	137	130
合計	359	419	485	486	557

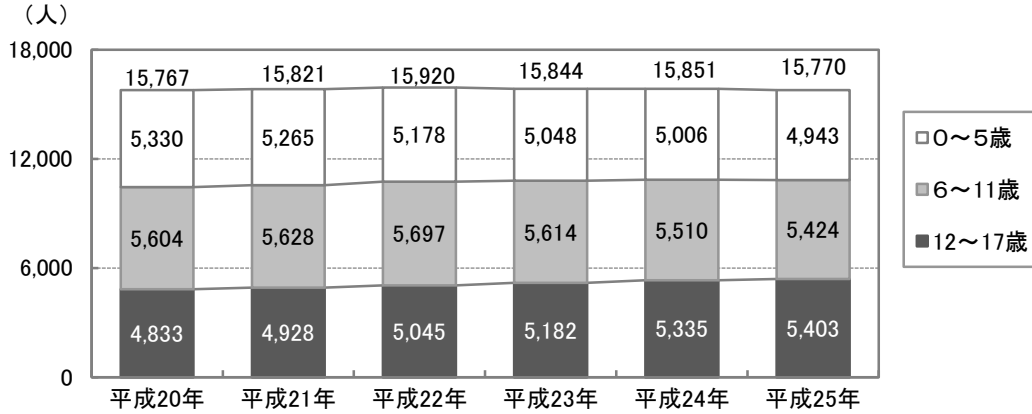
資料：庁内資料（各年年度末現在）

(3) 児童・核家族世帯の状況

①児童人口の推移

平成20年から平成25年の児童人口の推移では、0～5歳が5,330人から4,943人の387人減(7.3%減)、6～11歳が5,604人から5,424人の180人減(3.2%減)、12～17歳が4,833人から5,403人の570人増(11.8%増)となっています。

図表 児童人口の推移



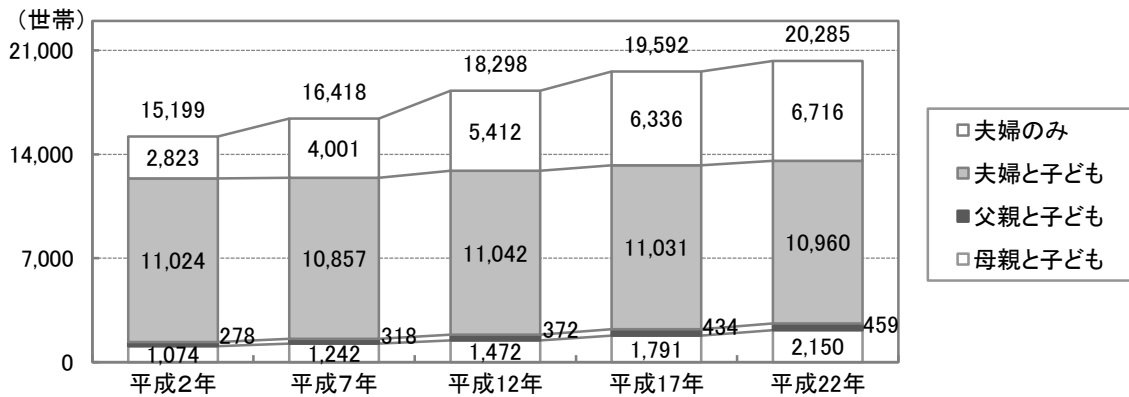
年齢	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～5歳(人)	5,330	5,265	5,178	5,048	5,006	4,943
6～11歳(人)	5,604	5,628	5,697	5,614	5,510	5,424
12～17歳(人)	4,833	4,928	5,045	5,182	5,335	5,403
合計	15,767	15,821	15,920	15,844	15,851	15,770

資料：住民基本台帳・外国人登録（各年4月1日現在）

②核家族世帯の推移

核家族世帯数は増加傾向にあります。特に、平成2年から平成22年の推移では、父親と子どもの世帯が278世帯から459世帯の181世帯増（65.1%増）となり、母親と子どもの世帯が1,074世帯から2,150世帯の1,076世帯増（100.2%増）となっています。

図表 核家族世帯数の推移



区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
核家族世帯(世帯)	15,199	16,418	18,298	19,592	20,285
夫婦のみ(世帯)	2,823	4,001	5,412	6,336	6,716
夫婦と子ども(世帯)	11,024	10,857	11,042	11,031	10,960
父親と子ども(世帯)	278	318	372	434	459
母親と子ども(世帯)	1,074	1,242	1,472	1,791	2,150

資料：次世代育成支援対策地域行動計画より（国勢調査）

3 一般市民アンケート調査からみえる課題

平成24年度において実施した地域福祉に関する一般市民アンケート調査、団体アンケート調査、団体ヒアリング調査の結果から、主な課題を取り上げ、対策・施策の方向性（基本目標）を定めました。

課題	地域の人とのつきあいの低下
-----------	----------------------

現状	<ul style="list-style-type: none">・住民が、「助け合うべき地域」と考える範囲は、「隣近所」「自治会・町内会」がそれぞれ40%程度となっています。・実際の地域とのつきあいの程度をみると、「挨拶をする程度」や「ほとんどつきあいが無い」が36.8%を占めています。地域の人と助け合うべきと考える人は半数以上いますが、実際はあまり行えていないということが分かります。
-----------	---

対策・施策の方向性

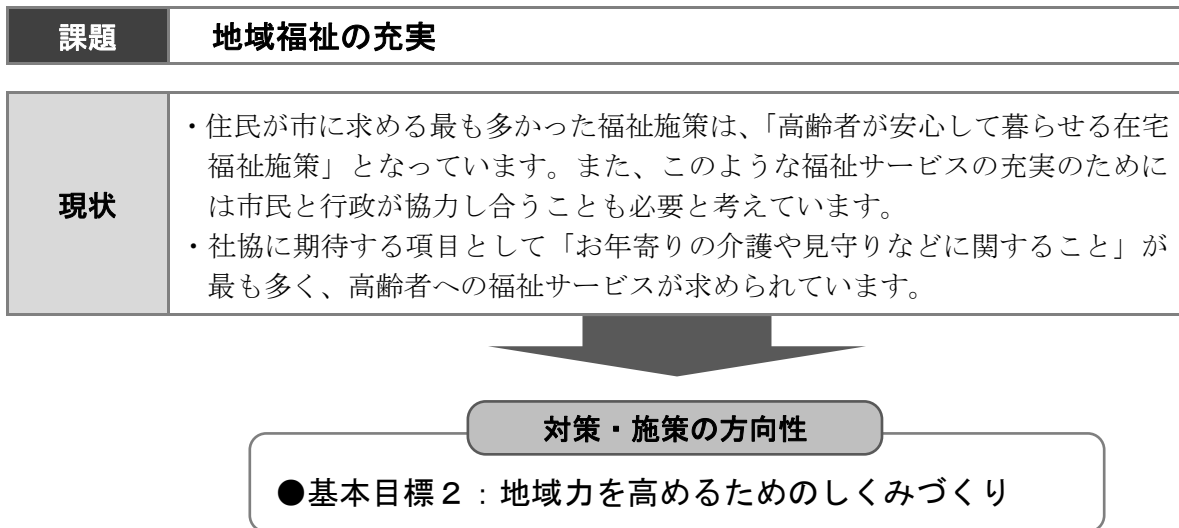
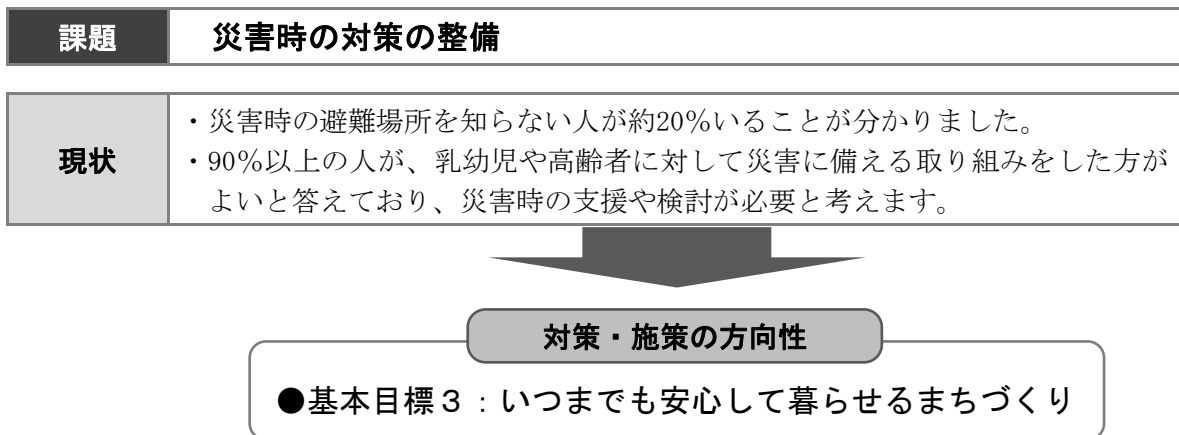
- 基本目標 1：互いに支え合うきずなづくり

課題	ボランティアや地域活動への積極的な参加の促進
-----------	-------------------------------

現状	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動に「積極的に参加したい」「内容によっては参加したい」を合わせると67.9%と、参加の意志を持っている人が多いにも関わらず、ボランティア活動に参加したことがない人が60%以上います。・参加を促すために必要なことは、きっかけをつくるための情報提供や、時間や体力の負担が少ない活動などが挙げられます。
-----------	---

対策・施策の方向性

- 基本目標 1：互いに支え合うきずなづくり



4 団体アンケート調査からみえる課題

課題	地域内の交流に関する課題
-----------	---------------------

現状	<ul style="list-style-type: none">・子どもと高齢者、健常者と障がいのある人がふれあえる機会、場がない。・高齢化に伴い増加する高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人、子どもへの見守りが必要である。
-----------	---

対策・施策の方向性

- 基本目標1：互いに支え合うきずなづくり

課題	福祉水準の向上
-----------	----------------

現状	<ul style="list-style-type: none">・旧3町それぞれのよさが残っているが、あま市全体となると難しい。・高齢者や障がいのある人の雇用の場が必要である。・交通の便が悪い。(コミュニティバスの運営、イベント時などの送迎)・幼いころからの福祉教育ができる機会が少ない。
-----------	---

対策・施策の方向性

- 基本目標3：いつまでも安心して暮らせるまちづくり

課題	地域福祉を支える人材の育成
-----------	----------------------

現状	<ul style="list-style-type: none">・時代の流れに沿った人材育成が必要である。・ボランティア活動への理解が不足している。・相談しやすい窓口にする必要がある。
-----------	--

対策・施策の方向性

- 基本目標2：地域力を高めるためのしくみづくり

5 団体ヒアリング調査からみえる課題

課題	高齢化への対策
-----------	----------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・もしもの時に動けない人（独居高齢者）の支援をしたいが、そういった人の情報がない。 ・障がいのある人の高齢化も進み、今後の介護の問題がある。
-----------	---

対策・施策の方向性

- 基本目標2：地域力を高めるためのしくみづくり

課題	各種団体の問題
-----------	----------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の活動できる場がない。市内の空き部屋等を利用できるような仕組みが必要である。 ・各種団体との横のつながりを持ち、情報交換ができる仕組みづくりが必要である。 ・各障がい者施設や作業所の場所がわかるマップがあるとよい。
-----------	--

対策・施策の方向性

- 基本目標1：互いに支え合うきずなづくり
●基本目標2：地域力を高めるためのしくみづくり

課題	地域福祉活動の強化
-----------	------------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・社協と行政が別々のため連携がとれていない。 ・住民が行政参加できる環境があるとよい。 ・地域の人とのつながり、若い人の地域活動参加の推進が必要である。 ・市や団体、病院、施設とのネットワークづくりが必要である。 ・気軽にできる相談窓口があるとよい。（電話など） ・自分でできることは自分でい、福祉が必要な人を支援する姿勢が必要である。
-----------	---

対策・施策の方向性

- 基本目標2：地域力を高めるためのしくみづくり

6 地域懇談会からみえる課題

(1) 地域懇談会の目的

地域福祉計画は、地域での介護や子育てなどの支援を必要とする方が困りごとや悩みごとなどの解決に向け、市民と行政と一緒に地域福祉を推進する上での羅針盤となり、皆さまの意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。そのため、地域福祉の推進に向けて、地域の課題や解決策などを話し合う場として地域懇談会を開催しました。

(2) 地域懇談会の概要

地域懇談会は、市民公募、NPO、関係福祉団体等の方にご参加いただき、全3回にわたり実施しました。

日時		場所
第1回	平成25年 8月 31日(土) 9:30~11:30	あま市甚目寺総合福祉会館
第2回	平成25年 9月 14日(土) 9:30~11:30	
第3回	平成25年 9月 21日(土) 9:30~11:30	

(3) 地域懇談会の実施内容

3つの基本目標をテーマとして、ワークショップ形式にて課題、解決策、役割分担を話し合いました。

テーマ①	互いに支え合うきずなづくり
テーマ②	地域力を高めるためのしくみづくり
テーマ③	いつまでも安心して暮らせるまちづくり

内容		参加人数
第1回	地域福祉に関する課題について 第1回ワークショップでは、まずワークショップの趣旨や進め方についてご理解いただけるよう、説明しました。テーマごとに3グループに分かれ、それぞれあま市における課題を話し合い、意見をまとめました。	23名
第2回	課題の解決策について 第2回ワークショップでは、各グループで第1回目に出た課題に対する解決策を話し合い、意見をまとめました。	23名
第3回	課題解決に向けた役割分担について 第3回ワークショップでは、第2回目に出た解決策の中から、優先的に進めていくことや力を入れていくことを話し合いながら5~6個程度選択していただき、その解決策について市民、地域・関係団体、行政での役割分担を話し合い、意見をまとめました。	21名

●○ 地域懇談会の様子 ○●



《グループに分かれて話し合い》



《ふせんに意見を記入し、グループ内で意見交換》



《グループ内の意見まとめ》



《最後にグループの意見を発表》



(4) 地域懇談会のまとめ (第3回)

第3回地域懇談会で市民の方からいただいたご意見をまとめました。第1回、第2回地域懇談会については資料編に掲載しています。

テーマ① 互いに支え合うきずなづくり

課題	協働の推進		
解決策	●市ホームページの活用などによる市民活動の情報収集、発信、意見交換の場の充実		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	—	<ul style="list-style-type: none"> 情報の公開・提供(リンクを貼るなど)を積極的に行う 積極的な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の把握 パソコン教室に(気軽に)行ける場所づくり 市ホームページや広報への情報を収集するための広報を活発にする 行政が情報発信する 市ホームページのプチリニューアル(ページを増やす)まずは少しの改善 旧3町ごとに巡回バスを運行させる

課題	さまざまな立場、世代の人の相互理解		
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども達とお年寄りの方と一緒に過ごす時間を持ち、昔のくらしのこと(食べ物、衣服、生活、道具)、昔の遊びなどを教えてもらったり、一緒に遊ぶ ●社会的弱者への理解に関する子どもから母親への学習機会の提供 ●障がいのある人、高齢者などへの友愛活動の推進やIT、タブレットなどをとり入れた活動 		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・母親に対する社会教育する人についてPTAに力を入れてほしい ・関係団体も色々な場所に参加してみんなに知ってもらおう 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の老人クラブの人が訪問する ・老人クラブや子ども会に呼びかけて一緒に過ごす時間を設けるように計画を立てる ・教育の材料や講師や場(施設見学など)の提供 ・学校で福祉の授業が年1回?必ずあるのでその時にもっと身近な内容で進めてほしい(年1回は少ない気がする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間からの事業提案を検討 ・行政が学習できる場所を作る(空いた学校の利用)

課題	ご近所づきあいの低下		
解決策	●あいさつをする為の声かけ運動		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・自分からあいさつする ・地区の人で高齢者の人が集会する声をかけてほしい 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・学童からあいさつの徹底をさせる

課題	市民としての役割意識の低下		
解決策	● ボランティア活動の為の人材育成		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	—	協力 ← 連携 → 企画	・活動の場所を提供する

課題	情報の共有不足		
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ● 3町合併のメリット ● 各種市民と一緒に企画は一つにしないで3地区で行う（三世代交流、福祉まつり） ● 公共施設利用に関するサービスの充実 ● 地区の中で話をして行事に参加する所がほしい 		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・開放時間や利用方法を見直す ・利用規則の徹底 ・施設利用の改正（担当課などにしぼられない） ・小学校の空き教室を無料で開放する ・さまざまなケースに柔軟に対応できる職員教育 ・公共施設についての広報を活発にする（施設の場所、名前、利用時間などを知らせる）

テーマ②

地域力を高めるためのしくみづくり

課題	社会的弱者に対する問題点		
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者福祉サービスが充実しているまち <ul style="list-style-type: none"> ①緊急医療情報キットと安心カードの備え（行政）②孤立を防ぐ（地域の方の声かけ） ●社会的弱者の方々に対して正しい知識を伝える勉強会 ●地域のおじいちゃん、おばあちゃんに手助け、活躍してもらう（孫育て） “ソフリエ”の誕生 ●おじいちゃん、おばあちゃん達の参画意識の高揚で教育勉強会 （子育て支援、豊かな心、道徳） ●弱者の対象者を絞る（例：①高齢者、②障がいのある人、③生活困窮者、④雇用が安定していない人） 		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会 ・近所のあいさつ、声かけ ・あいさつは我が家から 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労機会の提供 ・リーダーの細分化 ・民生委員・児童委員、主任児童委員の周知 ・ファミリーサポートセンターの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアへの理解 ・公民館講座、“ソフリエ”養成講座（今と昔の子育てを学ぶ、遊び・接し方のテクニックのレクチャー） ・「放課後子ども教室」を七宝にも作ってほしい ・「自立」して生活を営める環境整備

課題	関係機関の施策に対する問題点		
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に相談できる窓口 ●“広報みましよう”運動 		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報が市民全体に配布されているので会話の中で情報を得る方法で活用するよう促す 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・見やすい広報づくりをする ・市の情報だけではなく、町や企業等（会社等）の情報を記載してみても良いのでは

課題	地域人材力に対する問題点		
解決策	●まず近所の方からあいさつ、声かけ		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の市民まつり「あまつり」、企画に市民も参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あまつり」の充実、細分化 	—

テーマ③ いつまでも安心して暮らせるまちづくり

課題	地域のつながり		
解決策	①地域ごとに名簿、電話、年齢構成表をつくること ②ゴミ袋の配布を従来の通り地域組織で行うようにする ③ふれあいサロン等を定期的に行うとよい（月1回ほど）		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の理解と情報提供① ・住民の理解と協力② ・住民の参加とボランティアの参加③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に見直し、転出・転入を情報共有する(町内会など)① ・関係団体、コミュニティ管理人③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係課の援助③
		<ul style="list-style-type: none"> ・区長が行う(行政指導のもとで)① ・組長が実行する(行政が強く指導する)② 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・若い人(学生)に活躍してもらう(ボランティアとして)③ 	

課題	地域福祉		
解決策	①シルバー人材センターを活用（退職者にいかに行政へ参加してもらうか） ②小学校入学前後の保護者向けに発達障がいなど分かりにくい障がいの講演会など ③無料タクシーの活用（病院、買物など）		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの利用① 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人入会促進① ・無料タクシー→コミュニティバス利用へ③ ・行政からの配布(タクシーチケット)③ ・無料タクシー(老人クラブ)③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が行う①②③ ・ボランティアでなく少額でもお金を出すこと① ・福祉担当が行う② ・教育委員会② ・各地区平等に行うこと(現在バラバラ)③
		<ul style="list-style-type: none"> ・若い人(学生)に活躍してもらう(ボランティアとして)① 	



課題	交通の便		
解決策	①時刻表を作って、バス停もはっきりしてほしい ②市内バスは地域循環型、広域循環型の2本立てとする ③コミュニティバスの運行体制をどうするか？市（公営）にするか民間（名鉄バスなど）に委託するか		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> 住民から詳細な要望を伝える①②③ 住民の利用①②③ 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域でまとめる①②③ 区長の申告①②③ 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスの運行（老人クラブ）①②③ コミュニティバスのルートと運行方法を定める①②③ 公営とし行政責任①②③ 全て行政①②③ バス運行者（行政指導）① 市でやってほしい① 行政が行う③ あま市地域公共交通会議に福祉関係課職員の参入③

課題	道		
解決策	①暗い所が多いため街灯の設置箇所を増やし明るくする（駅、通学路、住宅地の周辺など） ②歩道の整備を行う ③歩道と車道を区別する。わかりやすい舗装（色で分ける）		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所、暗いなどの情報を都度、行政に報告する（※但し整備は行政）①②③ 	<ul style="list-style-type: none"> 区長① 維持費（電気代）は、地域① 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が関係機関と調整をとり整備する①②③ 道路、街灯の現状把握と整備①②③ 速度規制・一方通行は、警察署①②③ 土木課②③

課題	医療		
解決策	①5～6歳での発達面での健診 ②各地区の平均寿命・健康寿命データを開示する ③減塩食事の指導		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の改善②③ 	—	<ul style="list-style-type: none"> 行政②③ 乳幼児健診と同じように福祉センターで保健師がやるとよい① 福祉関係課① 教育担当① 生活改善グループ③

課題	防災		
解決策	①災害時だれにでもすぐわかるよう状況を知らせる方法をつくる ②先月の雨で道路が冠水した場所を明確化する（場所、水深） ③各地区の区長、町内会長にもっと権限あると良い		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・住民が体制づくり① ・ハザードマップ作成に協力する①②	・各戸の家庭状況(名簿)の資料、集会所のカギ持っておく。最悪の場合のマニュアル作り(責任の所在)③ ・自分たちで本当にあるべき姿を考える(町内会)①②③ ・老人クラブ①②③ ・区長の統括① ・コミュニティ防災担当②	・防災情報の素早い提供(市ホームページ、メール配信、CATV、コミュニティFMなど) ・ハザードマップを全戸に配布する① ・消防と行政が連絡① ・FM77.3で知らせるためのコミュニティラジオが開設されたことを市民へもっと知らせる① ・権限を持たせる③

課題	子どもの生活安全		
解決策	①放課後子ども教室において、あま市内、各学校でバラつきがあるので統一の方向で交流会などを開く ②まちの中に見守り隊みたいな方がいれば良い ③定年退職された人による見まわりや子どもの登下校の付き添い		
役割分担	市民	地域・関係団体	行政
	・子どもの親(30~40歳代)は時間が取りにくい時間余裕のある世代(60歳以上)にお願いするほかないが、行政の後押しが必要(保険の理解)①②③ ・市民公募を行い、子ども好きな方、訓練を受けた人に見回りや付き添いをしてもらう②③	・シルバー人材センター、ボランティアの活用②③ ・交流会→ふれあいサロン①	・バラつきのない施策を行う①②③ ・各子ども教室の運営内容を確認し統一を行う(夏・冬休みも含む)①

第3章

計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念と基本目標

あま市では、第1次あま市総合計画（2012～2021）において、施策の大綱の一つとして、「市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる」と定め、地域福祉活動の促進による共助型の地域福祉社会づくりを推進しています。

従って、あま市地域福祉計画では、総合計画における施策の大綱に基づき、基本理念、基本目標を定め、計画を推進していきます。

（1）基本理念

きずなを高める 暮らしやすいまち あま

（2）基本目標

1 互いに支え合うきずなづくり

地域福祉を進めるには、普段から隣近所や住民同士による協力や連携（あいさつ、見守り、声かけ、交流の機会づくり）をしていくことが重要になります。そのため、住民同士のふれあいを進め、地域コミュニティの形成や強化に努めます。

また、ボランティア活動を推進し地域福祉に対する意識の高揚を図り、地域の活性化につなげます。

2 地域力を高めるためのしくみづくり

今後も少子高齢化社会の進行に伴い、地域福祉を担う若者が減少し、高齢者が高齢者を支えるといった状況が強まることが予測されます。福祉教育などを通じて地域福祉の推進を担う人材の育成や、市民や関係機関、行政との連携などを進めることで、地域福祉推進のための体制をつくっていきます。

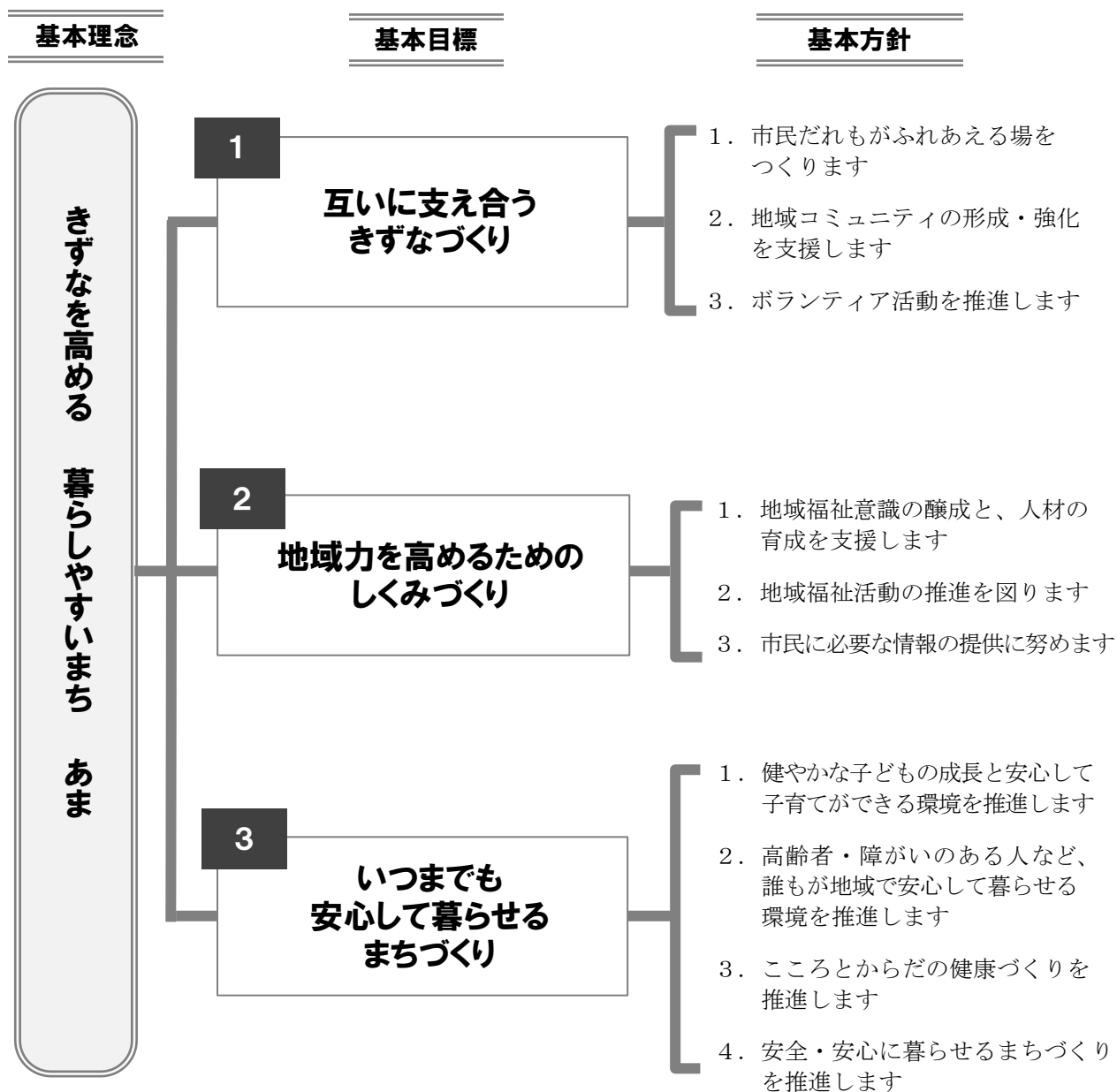
3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

「高齢者がひとりでも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」「災害時でも」住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことは、全ての市民にとって共通する願いです。生涯を通じて誰もが安心して暮らせるよう、こころとからだの健康づくり、医療・保健・福祉の充実に努めるなど、安心して自立した生活ができるまちづくりを進めます。

2 計画の体系図

あま市総合計画（施策の大綱2-2）の「市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる」を踏まえた体系図になります。

図表 あま市地域福祉計画 体系図





第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 1 互いに支え合うきずなづくり

▶基本方針 1 市民だれもがふれあえる場をつくります

アンケート調査では、地域のつきあいの程度は「挨拶をする程度」「ほとんどつきあいが無い」の割合が高くなっています。

団体アンケート調査では、「子どもと高齢者がふれあえる場がない」という意見が多くみられました。地域懇談会では、課題として「さまざまな立場、世代の人の相互理解」などの意見がみられました。

近年の社会情勢やライフスタイルの変化などから、市民同士の交流が少なくなっています。また、高齢化の進展に伴い、買い物や通院などに関わる問題を自分で解決することができず、住み慣れた地域で生活を続けることが困難な状況も生まれています。市民同士の交流を図り、地域福祉を進めていくためにも、地域の誰もがふれあえる場を設けていくことが必要と考えます。

市民の取り組み

- ・自分からあいさつします。
- ・地域の集まりに参加します。

地域・関係団体の取り組み

- ・行事の計画を立て、老人クラブや子ども会との交流を図ります。
- ・市民へ声かけをして、行事などへの参加を促します。

行政の取り組み

- ・各種団体、小中学校、地域の行事などを通じ、地域の高齢者や障がいのある人との交流を図ります。
- ・高齢者や障がいのある人のニーズに合わせた、集える場の整備に努めます。

▶▶ 基本方針 2 地域コミュニティの形成・強化を支援します

アンケート調査では、最近1年間に地域活動・行事に参加していないと回答した方が33.5%を占めています。そのうち、「参加するきっかけがない」という人が34.9%となっています。

地域懇談会では、「町内会に入会する人が、特に若い世代で少なくなっている」「入っていない人や新しく転居してきた人に町内会の説明をする」などの意見もみられました。

今後も高齢化が進み、高齢者のみの世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴う高齢者の孤立や、周囲に相談できず一人で子育てしている親の孤立などが懸念されるため、どのような生活環境にあっても、市民同士の地域との交流の場を増やし、つながりを維持できるようにしていく必要があります。

市民の取り組み

- ・自治会・町内会や子ども会などへの加入に努めます。
- ・地域活動や行事への参加に努めます。

地域・関係団体の取り組み

- ・若い人が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・気軽に集える場の提供に努めます。

行政の取り組み

- ・自治会・町内会への加入を促進し、加入率の向上に努めます。
- ・地域行事の広報に努めます。

▶▶ 基本方針3 ボランティア活動を推進します

アンケート調査では、ボランティア活動に「積極的に参加したい」「内容によっては参加したい」を合わせると67.9%ですが、ボランティア活動に参加したことがない人は60%以上となっています。

団体アンケート調査では、「地域福祉を支えるための人材育成が必要」という意見や、地域懇談会では、「ボランティア参加にやりがいを感じない」などの意見がみられました。

地域福祉活動を進めるにあたり、ボランティア活動者との協力・連携が不可欠です。大規模災害時など有事の際のボランティア活動はもちろんのこと、普段からボランティア活動への参加を促すことが重要です。そうすることで、有事の際の連携や助け合いをよりスムーズに行うことができます。

市民の取り組み

- ・ ボランティア活動内容の認識を深めます。
- ・ 興味、関心のあるボランティア活動への参加に努めます。

地域・関係団体の取り組み

- ・ ボランティア活動の情報の周知に努めます。
- ・ 行政と連携し、協力します。

行政の取り組み

- ・ 社協との連携を強化し、ボランティア情報の共有化に努めます。

基本目標 2 地域力を高めるためのしくみづくり

▶▶ 基本方針 1 地域福祉意識の醸成と、人材の育成を支援します

地域懇談会では、「地域の行事を考える時に高校生や子ども達に企画、運営に参加させる」「障がいへの理解を深めるために子どもの頃からの教育と人材育成が必要」という、若い頃からの人材育成という意見がみられました。

また、「小学校入学あたりの保護者向けに発達障がい等わかりにくい障がいの講演会等」「母親に対する社会教育」など親の育成に対する意見もみられました。同時に、福祉活動の周知とその方法も考える必要があります。

少子高齢化を背景に、地域福祉に関わる人の高齢化や新たな人材が減少することが予想されます。福祉教育や講座の開催などを行うことで、地域福祉に関する意識の高揚を図り、地域福祉に関わる人材を増やしていくことが重要です。

市民の取り組み

- ・高齢者や障がいのある人への理解を深めます。
- ・興味のある福祉教育や講座に参加します。

地域・関係団体の取り組み

- ・福祉教育や講座の情報の周知に努めます。
- ・ニーズの高い福祉教育や講座の開催に努めます。

行政の取り組み

- ・地域における学習機会を提供し、生活文化の振興や社会福祉の増進に努めます。
- ・海部東部障害者総合支援協議会との連携を図り、研修会などで障がいのある人への理解を促します。

▶▶ 基本方針2 地域福祉活動の推進を図ります

団体アンケート調査では、あま市の地域福祉を推進するために必要なものは「ネットワークづくり」という回答が最も多く、次いで「地域住民の理解と協力」となっています。

また、「各種団体との情報交換ができる仕組みが必要」「活動拠点がない」という意見がみられました。

地域福祉活動の推進を図るため、市民や各種団体などとの協働・連携を進め、地域福祉活動に関する相談支援体制を充実させ、地域福祉活動をあらゆる面からサポートしていきます。

市民の取り組み

- ・ 地域の問題に対して、自治会・町内会や行政と連携しながら解決に努めます。

地域・関係団体の取り組み

- ・ 地域の問題に対して、住民や行政と連携しながら解決に努めます。

行政の取り組み

- ・ 関係機関と連携し、地域福祉に関する講座の開催に努めます。
- ・ 市民協働による地域福祉の推進を図るための組織づくりに努めます。

▶▶ 基本方針 3 市民に必要な情報の提供に努めます

アンケート調査では、災害時に希望する情報収集方法として、「テレビ」「直接の声かけ」が半数以上となり、「メール」「ラジオ」も45%前後と高くなっています。

地域懇談会では、「広報を見るための運動を行う」「見やすい広報づくり」など広報についての意見がみられました。また、コミュニティFMの「FM77.3」が開設されたことの周知も必要という意見もみられました。

市民同士や市民と行政で情報を共有することが大切です。さまざまな情報があふれている中、適切な伝達方法により必要な情報を届けることが求められます。

市民の取り組み

- ・ 広報紙などに目を通します。
- ・ テレビ、ラジオ、ホームページなど、災害時の情報源を複数持つことに努めます。
- ・ 近隣の人との情報交換に努めます。

地域・関係団体の取り組み

- ・ 広報紙などへの情報を分かりやすくするように努めます。
- ・ 複数の媒体による情報の周知に努めます。

行政の取り組み

- ・ 広報紙、ラジオ、市ホームページなどを通して、地域福祉に関する情報の周知を図ります。
- ・ 相談窓口の周知を図り、市民が必要な場合に相談・情報の取得ができる体制の整備に努めます。

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

▶基本方針1 健やかな子どもの成長と安心して子育てができる環境を推進します

市の児童人口（0～17歳）は、平成20年度では15,767人でしたが、それ以降増減を繰り返して、平成25年では15,770人となりやや増加しています。また、父親と子ども世帯、母親と子ども世帯もそれぞれ増加傾向にあり、家庭環境に合わせた子育てしやすい環境づくりが求められます。

アンケート調査では、社協に今後期待する分野として、「子どもの育成に関すること」が20～39歳で最も多い回答でした。

地域懇談会では、「子どもが安心して遊べる公園や広場」「登下校の付き添い」など子どもの安全についての意見がみられました。

子育てや青少年健全育成への支援を通じ、健やかな成長を目指すことが重要です。また、さまざまな事情から保護が必要な児童に関しても支援が求められています。

市民の取り組み

- ・子どもや子育て世帯への見守りに努めます。

地域・関係団体の取り組み

- ・登下校時のパトロールなど、子どもを見守るための対応に努めます。
- ・子ども同士や世代間で交流ができる場や機会の提供に努めます。

行政の取り組み

- ・子育て中の親子、子ども同士、親同士が気軽に交流できるよう、場の整備に努めます。
- ・子育て支援に関わっている団体と連携し、地域における子育て支援に努めます。

▶基本方針 2 高齢者・障がいのある人など、誰もが地域で安心して暮らせる環境を推進します

アンケート調査では、市で取り組むべき福祉施策として「高齢者が安心して暮らせる住宅福祉施策」が58.5%と最も多くなっています。

団体アンケートや地域懇談会では、「子どもの頃からの福祉教育」「障がいへの理解」といった、障がいに対し偏見を持たないための教育、学習機会の提供についての意見がみられました。また、「障がいのある人の就労支援」「シルバー人材センターの活用」など活躍の場を求める意見もみられました。

市民の誰もが地域で安心して暮らしていくことができ、また、社会参加などを通じて生きがいを持ちながら、充実した日々を送ることができるよう取り組んでいきます。

市民の取り組み

- ・高齢者や障がいのある人について理解を深めます。

地域・関係団体の取り組み

- ・高齢者や障がいのある人と交流できる場や機会の提供に努めます。

行政の取り組み

- ・高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を、地域福祉活動やボランティア、講習会や研修会などを通じ、地域に還元できる支援を検討します。
- ・出前講座や市民講師の情報周知など、生きがいを見つける場や機会の提供に努めます。

▶▶基本方針3 心とからだの健康づくりを推進します

アンケート調査では、自身や家族に関する1年以内の大きな悩みや困りごととして、「健康・医療のこと」が最も多くなっています。また、今後、困った時相談したい相手として、「市役所」は14.2%となっています。

団体アンケート調査では、「入りやすい、気軽にできる相談窓口の設置」などの意見がみられました。

生活習慣の改善など、からだの健康づくりだけでなく、ストレスや悩みごとなどこころの健康にも配慮した健康づくりを進めていくことが重要です。

市民の取り組み

- ・不安や悩みをひとりで抱え込まないように、相談員などへ相談します。

地域・関係団体の取り組み

- ・市民へ声かけをし、不安や悩みなどの解決に努めます。
- ・解決できない相談には、専門機関の紹介などの対応に努めます。

行政の取り組み

- ・担当部署のみで対応できない場合は、専門機関などと連携を図ります。

▶▶基本方針4 安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します

アンケート調査では、19.2%の方が「災害時の避難場所を知らない」と回答し、93.1%の方が「乳幼児、高齢者等の方に対し災害に備える取り組みをした方がよい」と回答しています。

団体アンケート調査では、「災害時の対策としてひとり暮らし高齢者の方の情報が分かるようにしてほしい」という意見がみられました。

地域懇談会では、「ハザードマップを配布する」「障がいのある人の個々の問題に合った防災訓練を行う」などの災害時に対する意見や「街灯の増設」「歩道の整備」といった日常の危険箇所に対する意見がみられました。

大規模災害に限らず普段から防犯や防災に対する意識の向上、また、大規模災害などの緊急時の支援体制の構築が求められています。

市民の取り組み

- ・防犯や防災に対する意識を高めます。
- ・地域の防犯や防災体制の構築に協力します。

地域・関係団体の取り組み

- ・防犯や防災に対する情報の周知に努めます。

行政の取り組み

- ・緊急時の情報の入手ができる体制づくりに努めます。
- ・高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人を把握し、地域との情報共有を図ります。

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の第1章にあるように、地域福祉の主役は全ての市民です。市民が行政や社協及び地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者団体と一緒に互いに協働・連携し、地域福祉の担い手としてそれぞれの役割を果たし、地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

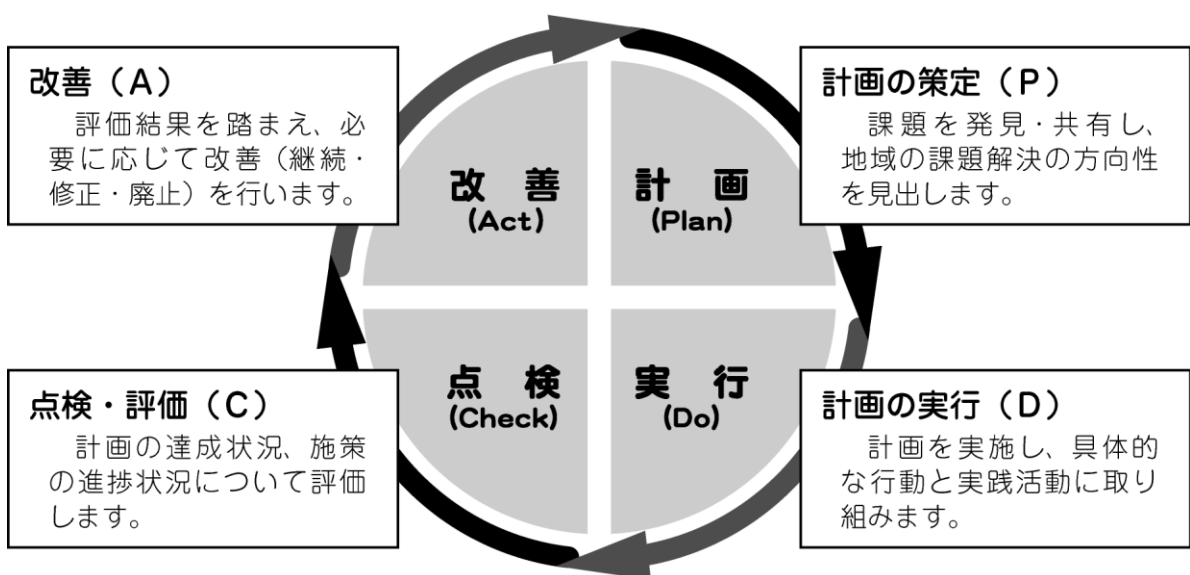
そして、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への市民参加の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実など、必要な体制の整備を進めていきます。

2 進行管理と評価の方法

計画について実効性を高め円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

計画に基づく基本施策の進捗状況等を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常によりよい活動や取り組みを推進する「PDCAサイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。



地域福祉活動計画

第1章

活動計画策定にあたって

第1章 活動計画策定にあたって

1 活動計画の背景と趣旨

平成12年の社会福祉法の改正により、今後の社会福祉の理念の1つに「地域福祉の推進」が掲げられました。この背景には、都市化や核家族化などによる地域社会の変化や少子高齢化をはじめとして、社会が大きく変化し、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化しています。

こうしたなか、地域社会の成り立ちも大きく変わってきており、「無縁社会」や「孤独死」「虐待」「ひきこもり」など新たな福祉問題も明らかになり、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減り、地域住民同士の付き合いが少なくなってきました。

そのため、ボランティアなどの新しい考え方も入れながら、変化する地域社会の流れに適した新たな地域のつながりが求められるようになってきました。

地域での助け合いに代表される「地域福祉活動」や「震災に対応する備え」は重要性を増しており、地域住民の地域福祉に対する意識も高まっています。

社会福祉法の第109条では、社会福祉協議会（以下「社協」という。）を地域福祉の推進役として明確に位置づけており、地域福祉活動計画は、このような観点から地域福祉の健全な発展を図るため、地域福祉のあり方や事業内容等について策定します。

2 活動計画と社会福祉協議会

社協は、都道府県・市区町村に設置され、地域住民、ボランティア、福祉NPO、民生委員・児童委員、福祉・保健など関係機関・団体、行政機関の参加を得て活動を進め、社会福祉法にも規定されている公益的、自主的な組織であり、地域福祉の推進を目的としています。

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や社会福祉に関わる様々な組織・団体と連携をとりながら活動を進めるとともに民間性を発揮した福祉サービスの企画と実施に努めています。「地域の課題解決はみんなの力（地域力）を合わせて進めていくことが求められ、そのためには課題把握、解決方法の企画立案、社会資源の組織化などの活動を計画的・体系的に行っていく必要がある」という考え方から、次第に各社協で地域福祉活動計画の策定が行われるようになってきました。

3 活動計画の目的と期間

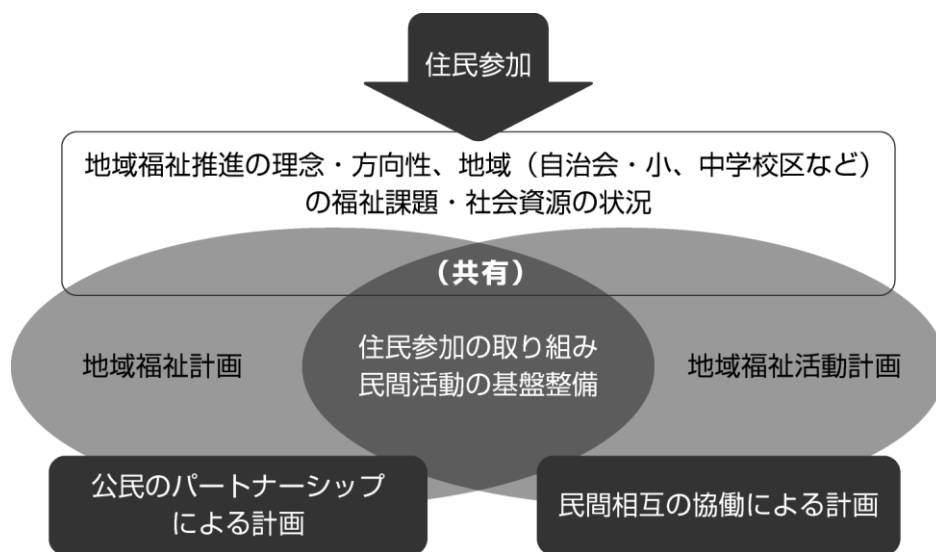
本活動計画は、地域福祉推進の実効性を高めるため、「地域福祉計画」と一体的に策定します。「地域福祉計画」は、市が策定する計画で、地域や福祉のあり方を示す理念的な計画であり、個別の福祉計画の最上位計画です。

これに対し、「地域福祉活動計画」は、社協が策定する計画で、「地域福祉計画」における基本理念、基本目標に基づいて、具体的な取り組みや事業を示す計画です。

こうしたそれぞれの計画の特徴を踏まえ、一体的に策定することで、市独自の地域福祉の理念を、より効果的に具現化していきます。「基本理念」「基本方針」「基本目標」「基本体系」などは市の「地域福祉計画」と共有し、社協は「重点目標」などを中心に具体的な取り組みとして、全ての住民を対象に計画策定を行います。

本活動計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年となります。計画策定後は、進捗状況などを継続して点検・評価・分析し、必要な見直しを行っていくものとします。

図表 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性



資料：市町村社協地域福祉活動推進計画より一部抜粋

4 活動計画の基本的な考え方

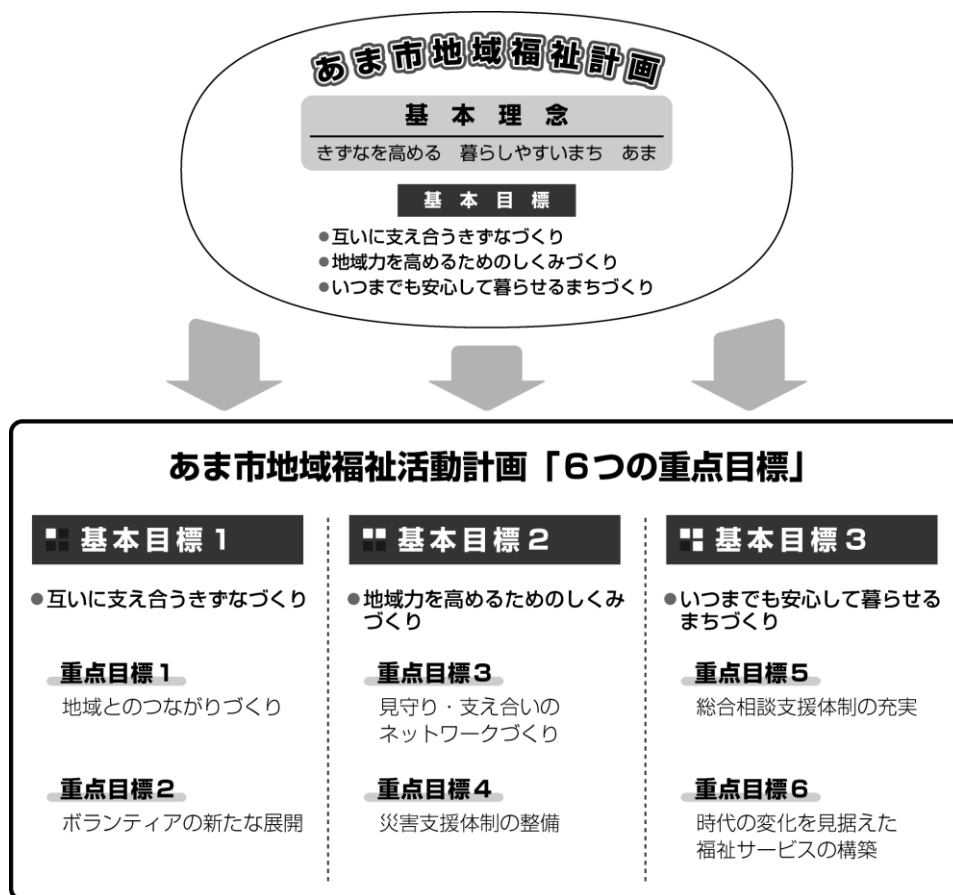
本活動計画を策定するにあたり、地域福祉における「相互扶助」の考えが重要であると思われま。地域福祉を推進するためには、住民、各種団体、社協、あま市などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが必要です。


以上のことから、次の4つの視点を組み合わせ、具体的な取り組みを検討するものです。

自助	本人や家族でできることは自ら行うこと
互助	本人だけで解決できないことは、近隣や地域の中で力をあわせて解決を図るインフォーマルな相互扶助
共助	ボランティアや市民活動で解決を図る組織化された相互扶助
公助	自助・互助・共助でも解決できないことは、市や社協等の公的サービスを活用して解決を図ること

5 活動計画の策定体系

本活動計画では、「地域福祉計画」が示す基本理念と3つの基本目標に基づき事業を展開していきます。具体的にどのように取り組んでいくのかを分かりやすくするため、6つの重点目標を示し、「地域福祉計画」に掲げた基本目標と相互に関連を持たせながら展開します。





第2章

活動計画の内容

第2章 活動計画の内容

1 重点的な取り組み（重点目標）

(1) 重点目標1 地域とのつながりづくり

基本目標1「互いに支え合うきずなづくり」において、地域の福祉課題に対し、住民はそれぞれの立場で様々な活動に取り組んでいますが、お互いの情報や活動内容、福祉課題を共有する場がない状況です。

そこで、地域とのつながりづくりをより充実させるため、地域の公民館、集会場並びに公共施設を有効活用し、福祉課題の洗い出しと課題（ニーズ）の共有、解決策の検討及び学習等を行う場として、「地域座談会」や「地域における福祉ミーティング」などを行い、情報を得る必要があります。意見交換することにより、地域住民の福祉意識を高め、地域における活動参加への動機づけを行い、将来的には自主的に定期開催できるよう側面的な支援を行います。地域の問題は地域で解決できるよう「地域力」を高め、地域住民との関係性の構築を図ることが必要と思われまます。

現状と課題

- ・福祉ニーズの増加、多様化が進んでいますが、都市化などにより地域による助け合いの意識や地域活動への参加の意識が薄れてきています。
- ・福祉やボランティア活動に対する関心は高くなっていますが、実際の活動に踏み出せていません。
- ・地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりの推進が必要です。

方針・方策

●地域交流サロンの開催

地域とのつながりづくりをより一層充実させるため、「地域交流サロン（仮称）」を開催し、地域における福祉課題（ニーズ）を住民とともに考え、福祉活動の場づくり・仲間づくりの支援を通じて、地域福祉活動への市民参加の援助及び仕組みづくりを推進し、互いに支え合うまちづくりを目指します。

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地域交流サロン (仮称)	福祉課題の洗い出しと課題（ニーズ）の共有、解決策の検討及び学習等を行う場	調査研究	モデル 地区実施	➔		全域実施

(2) 重点目標2 ボランティアの新たな展開

基本目標1「互いに支え合うきずなづくり」において、ボランティア活動は欠かせない地域資源です。現在も市内において、数多くのボランティアが活動を行っていますが、今後も多様化する地域課題に対し、必要なボランティアを育成し新たなボランティア活動の展開を行います。

現状と課題

- ・現在、ボランティア・住民活動に携わるNPOや福祉団体や活動者等は増加していますが、地域福祉活動者（ボランティア）が高齢化しており、その後継者の確保や人材育成が求められています。
- ・単発的な活動に対して関心が高くなっていますが、継続的（長期的）な活動に対しては比較的関心が低いことから、多様化するボランティアニーズに対応した支援のできる仕組みづくりが必要です。

方針・方策

- ・限定された方達に頼っている現状があり、今後さらに多くの方達が地域福祉の担い手となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・ボランティアの育成・活動の支援、福祉専門職の育成等の人材育成を進めています。また、当事者団体・福祉関係団体の活動の支援も行っています。
- ・福祉活動におけるリーダー的な人材の育成・支援を行っていきます。
- ・担い手の育成・拡大を目的とした講座等の開催、受講者の活動参加の支援、フォローアップ研修等にも努めていきます。
- ・地域福祉への担い手づくりのため、「ボランティア活動の活性化」「ボランティア活動の調整役」「住民参加型による福祉サービスの育成・支援」に努めていきます。

《ボランティア活動の活性化》

ボランティアには経験の差や意識の違いといった部分があり、活動に対する温度差が生じることがあります。ボランティア活動の意義や必要性について理解を深めるとともに、ボランティア活動をする住民の意識の高揚のために、ボランティアフェスティバルなどの交流事業を積極的に開催し、新たな担い手づくりに努めます。

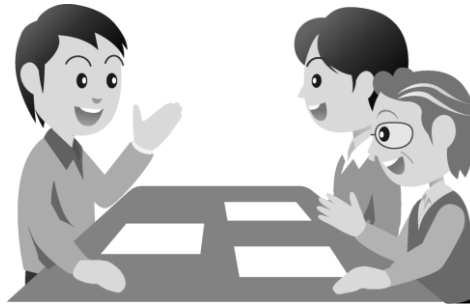


【住民活動のイメージ】

《ボランティア活動の調整役》

個人や地域が抱える様々な課題がフォーマル（公的）なサービスだけでは解決しない場合であっても、インフォーマル（非公的）なサービスで解決する場合があります。

課題を解決するためには、調整役が不可欠です。ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置していますが、より一層の充実を図るため、ボランティア活動のつなぎ役（調整役）としての役割も務めています。



【ボランティアコーディネーター】

《住民参加型による福祉サービスの育成・支援》

阪神・淡路大震災後に住民のボランティア活動に対する意識が高まり、「ボランティア元年」と位置づけられました。

あま市においても、様々な福祉分野を中心に「見守り活動」「防災・減災」「環境」「高齢者・児童」「まちづくり」等の活動が広まってきています。

こうしたなか、今後の新たなボランティア活動として「住民参加型による福祉サービス」の展開が求められています。住民が気軽に楽しくボランティア活動ができるよう様々なボランティアの人材育成、活動の支援を展開します。

また、行政（あま市企画政策課・パートナーシップ推進室）と連携を図り、ボランティア・住民活動への参加や支援も行います。また、重点目標3「見守り・支え合いのネットワークづくり」と連動して事業展開を図ります。



【子育て支援】



【生活支援】



【外出支援】



【小地域活動支援】

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ボランティアセンター事業	ボランティアセンターの運営	継続	拡充	→		
	ボランティア活動支援	継続	拡充	→		
	福祉情報の提供	継続	拡充	→		
	ボランティア活動保険の受付及び手続き	継続	→			
	ボランティア養成講座の開催	継続	→			
	養成講座フォローアップ研修の開催	継続	→			
	補助金等の交付	見直し	事業展開	→		
ボランティア連絡協議会との連携	主催事業の実施	調査研究	事業展開	→		
	社協活動との連携強化	継続	→			
ボランティア・市民活動の推進	あま市との連携・協働	連携	→			

(3) 重点目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

基本目標2「地域力を高めるためのしくみづくり」において、見守り・支え合いのネットワークの推進が地域にとって大きな課題となります。市では、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、個人ボランティアが地域の見守り活動の中心となっています。



【民生委員・児童委員】



【老人クラブ会員】

現状と課題

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者世帯等は、年々増加の一途をたっています。
- ・近年では、孤独死やひきこもりなどの社会的問題の関心も高まり、身近な地域における見守りや声かけ活動がますます重要になってきています。
- ・福祉ニーズの増加や多様化が進んでいますが、都市化などにより、地域による助け合いの意識や地域活動への参加の意識が薄れてきています。

方針・方策

- ・住民の「互助」「共助」に基づく「見守り・支え合いネットワーク」を拡充し、市全域で展開します。
- ・支援を必要とする人への対応も、広範囲よりも身近な生活範囲（自治会など）で対応できる環境づくりを進めます。（遠くの親戚より近くの他人）
日頃から付き合いのある住民同士で、困りごと（福祉ニーズ）を解決することによって、身近な支え合いの絆ができます。
- ・ひとり暮らし高齢者等の見守りや声かけを近所で行い、小地域（自治会など）でのサロン活動を立ち上げるなど、「地域コミュニティ」から「福祉コミュニティ（一人ひとりの支援の輪）」への構築を図ります。
- ・適切な個人情報保護策を講じて、地域で情報を共有し、高齢者や障がいのある人等への日常的な見守りはもちろん、虐待等の防止や災害時に要援護者へ支援ができる体制の整備を進めていくことが必要です。
- ・地域の「福祉力」を高めるために地区社協等の設置を検討し、社協とともに福祉活動を行うことができる「福祉推進員（仮称）」を設け、住民と一体となって、福祉のまちづくりが推進できるよう調整を図ります。



【自治会】



【福祉推進員（仮称）】

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
支え合いネットワーク事業	支え合いネット員の拡充	継続	→			
	支え合いネット員のフォローアップ研修	継続	→			
	地区社協等の設置	調査研究	→	モデル事業	→	
	福祉推進員の創設・育成	調査研究	→	モデル事業	→	
	電話ボランティア（傾聴活動及び安否確認）	継続・拡充	→			
ふれあい・いきいきサロン推進事業	いきいきサロンの充実	拡充	→			
	障がいのある人・子どものサロンの検討	調査研究	モデル事業	→		実施

(4) 重点目標4 災害支援体制の整備

基本目標2「地域力を高めるためのしくみづくり」において、災害時における住民相互の助け合いの大切さを東日本大震災では再認識させられましたが、この地域でも「南海トラフ巨大地震」による大規模な被害想定がされており、これまで以上に充実した支援体制の整備が必要と思われます。また、災害時の要援護者への対応と併せ、身近な地域での支援体制の強化を推進していきます。



【風水害】



【地震】



【津波】

現状と課題

- ・これまでに発生した大規模災害（風水害・地震・津波など）を目の当たりにし、災害時における備えは住民にとって非常に大きな関心となっていると思います。行政機関、医療機関、社会福祉施設、自治会（防災リーダー・自主防災会）や災害救援ボランティアコーディネーター等と連携を図り、災害時における支援体制（要援護者を含む）の強化や日常的な取り組みが求められています。
- ・災害時、緊急時における組織の行動指針については、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所を含めて緊急連絡網のみで、具体的な職員配置や統一したマニュアルはありません。
- ・災害が発生した場合、緊急時に即した対応を行うとともに、社協として被害を最小限に食い止め、所管している施設並びに事業所等の復旧・早期再開を図る必要があり、災害時における職員の役割分担を明確にするとともに、災害業務（救援）マニュアルが重要です。
- ・現在、大規模災害時には、被災者とボランティアの派遣調整をする災害救援ボランティアセンター（公設民営型）の設置や職員の応援等の協定を市と締結しています。また、西尾張ブロック社会福祉協議会（14市町村[※]）の間でも災害時における応援協定を締結しています。
- ・あま市には「あま市防災ネット（災害救援ボランティアグループ）」があり、災害時において災害救援ボランティアセンターが設置された際、支援者が少ない現状を考え、有事の際を想定して、市内における支援者の育成が求められています。

※西尾張ブロック14市町村社会福祉協議会（一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村）

方針・方策

●地域での災害救援訓練の実施

重点目標3「見守り・支え合いのネットワークづくり」などにより、地域住民の協力で、災害救援訓練を行うことにより、地域における「防災・減災力」の意識も高まります。平常時に避難方法の確認や聴覚、視覚などの障がいのある人への情報提供の徹底などについての話し合いを行うとともに、可能な限り地域住民と福祉推進員（仮称）と連携を図り、地域で行う災害救援の訓練を実施します。

●支援者の育成

地域の自主防災会等を中心に、災害時に活躍できる災害救援ボランティアコーディネーターの養成や被災地支援ができるボランティアの育成を市と共同して行います。災害時のボランティア活動の必要性、地域福祉における活動の重要性を伝えます。また、他地域において災害が発生した際に、被災地へ派遣できる仕組みづくりを検討します。

●支援体制の充実・整備

災害時に迅速な対応ができるよう職員配置を含めた災害時の業務マニュアルを作成し、平常時から職員に各自の役割の周知徹底を行います。同様に、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所の災害時の体制についても、各事業所に統一したマニュアル作成を行います。また、指定管理受託施設における「消防・避難訓練」は、災害時の利用者の安全を守るため、地震等の避難訓練も同様に取り組んでいきます。

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地域での災害救援訓練	自主防災会等との連携	調査研究	➡	実施	継続	➡
支援者の育成	講演会・養成講座等の開催	見直し	実施	継続	➡	➡
支援体制の充実と整備	支援団体との連携、災害備品の確保	調査研究	備品確保	継続	➡	➡

(5) 重点目標5 総合相談支援体制の充実

基本目標3「いつまでも安心して暮らせるまちづくり」において、住民の身近な相談機関である社協は、多様化する相談内容に対応すべく、より充実した相談支援の実現に向けて体制整備を図ります。

近年、全国では、痛ましい児童虐待事件や100歳以上の高齢者の所在不明問題、「ひきこもり」に代表されるいわゆる「無縁社会」といわれる状況が生じています。こうしたなか、無縁社会対策の基盤づくりを進めるなど、ひきこもりの人等からの相談に対応し、就労支援機関や福祉・医療機関につなぐなどの支援を行う専門職の配置など様々な対策を講じなければなりません。

また、経済状況によりセーフティネット施策を用いて、生活困窮世帯等への支援活動の充実も図られています。

現状と課題

- 個人等が抱える問題は多様化しており、どのような困りごとでも気軽に相談できる体制や相談内容に対応できる機関への確に繋げることが重要です。

社協では、本人、家族、近隣住民の近い存在になるため、様々な相談事業を展開しており、生活支援等を中心とした相談体制が求められています。

(相談事業として、心配ごと相談事業・法律相談事業・司法書士による相続、登記相談事業など)

- 平成24年3月に障害者自立支援法が改正され、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）となりました。相談支援専門員が、障がいのある人に対して「サービス等利用計画」または「障害児支援利用計画」を作成し、各種サービスに結び付ける体制が導入されました。



方針・方策

●障害相談支援事業体制の充実

社協では、指定特定相談支援事業、児童・障害児相談支援事業として、身体・知的・精神に障がいのある人を対象に支援活動を行います。

- ①総合的な相談支援
- ②福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成
- ③社会資源を活用するための支援
- ④社会生活力を高めるための支援
- ⑤生活の継続に必要な直接的な支援
- ⑥専門機関との連携・紹介
- ⑦障害者総合支援協議会への協力

- ・障がいのある人を対象とした相談支援事業として、本人や家族等から相談を受け、相談内容に応じた情報提供や障害福祉サービスの利用支援を行っています。
また、あま市・大治町で組織している「海部東部障害者総合支援協議会」に社協として参画し、地域課題の対応や個別支援会議等を行っています。
同協議会は、全体会を中心に運営部会、専門部会を設置して、地域における障害福祉の向上に努めています。
- ・各種相談事業とともに、市広報、社協だより等で周知を行っていますが、まだ住民への認知、周知が不足している状況です。ポスティングシステムを活用して、住民によりよい福祉情報を提供できる手法が必要と思われます。

●総合相談支援員（コミュニティソーシャルワーカー）の支援体制の確立

地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を行います。

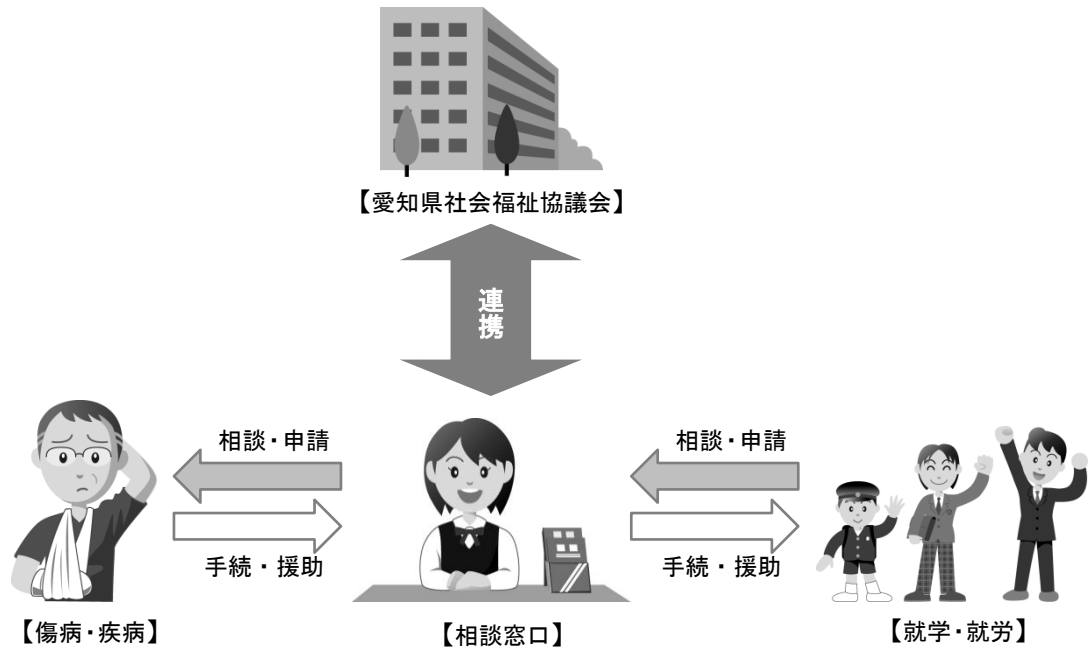
- ・相談支援体制を充実し、地域の方々が安心して暮らしていくための支援を進める必要があります。
- ・他の既存の専門相談機関と情報交換し、連携を密にして相談者に適切な助言及び情報提供を行います。



●貸付制度への対応

低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯や失業者・住居等困窮離職者に対するセーフティネット施策の一つとして、引き続き生活福祉資金貸付を通して、その世帯の自立と生活再建を支援するための相談支援体制の整備に努めます。

債権の状況の把握、状況や課題に即した対応、債権の保全及び最終的な処理等、愛知県社会福祉協議会と連携を図り、債権管理体制の整備と事務運営に努めます。



実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
障害相談支援事業	障がい者への相談支援等	継続	→			
	海部東部障害者総合支援協議会への参画	継続	→			
総合相談支援員(コミュニティソーシャルワーカー)の支援体制の確立	地域における生活支援・各種相談事業	調査研究	→	準備・実施	継続	→
貸付事業	生活福祉資金貸付事業 愛知県くらし資金貸付事業	継続	→			

(6) 重点目標6 時代の変化を見据えた福祉サービスの構築

基本目標3「いつまでも安心して暮らせるまちづくり」において、超少子高齢社会を迎え、社会・経済情勢の変化等の諸課題に対する適切な対応とともに、東日本大震災による未曾有の被害を契機に、地域社会における家族や住民同士の「絆」を深め、「新たな福祉社会の創造」を目指した活動が求められています。

昨今、地域社会では、人口構造の変化（少子高齢化）、核家族化や単身世帯の増加など家族単位の小規模化、家族や近隣関係の希薄化などを背景に、住民のニーズも多様化し、ひきこもりや孤独死など新たな課題も発生しています。

こうした課題を解決するにあたっては、行政や専門機関のみでは対応できなくなっている事例もあり、多様な活動により地域を支えてきた地域福祉活動団体も次の担い手を見出す困難さなど、活動を継続するうえで課題を抱えています。

現状と課題

住民の利益を保護するために、総合的な権利擁護、日常生活支援体制を目指し、誰もが安心して利用できる福祉サービスの取り組みや福祉コミュニティの確立、地域福祉のあり方について改めて考え、市の特性にあった地域福祉の実現に向けた施策を検討し、今後、想定される時代の変化を見据えた福祉サービスの構築を図ります。

方針・方策

●住民の福祉意識の向上を目指す

地域福祉は、「全ての住民が福祉の担い手であると同時に受け手でもある。」という考え方のもとに成り立っています。住民一人ひとりが地域に目を向け、地域で何ができるかを考え、地域福祉のあり方を認識していくことが重要です。

今後の地域福祉の啓発を推進するため、住民を対象とした「福祉講演会」「社会福祉大会」「ボランティアフェスティバル」などを展開し、福祉意識の高揚と啓発を図ります。

●人材育成のための市民後見人養成を目指す

社協では、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりとして、地域福祉の推進に取り組みます。そこで、地域における権利擁護を一層推進するために、住民の力で相互に支え合える仕組みとして、市民後見に関する検討を行う必要があります。

成年後見（制度）は、意思決定に支援の必要な人が、人としての尊厳が損なわれることのないよう権利を擁護するもので、地域での暮らしを支えるために、成年後見（制度）をより利用しやすい身近なものとして浸透させていくことが重要です。

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人を養成し、後見活動を安定的に行うための支援を行います。

《地域で暮らし続けることを支える地域福祉の推進》

認知症高齢者や障がいのある人でも自らの意思で希望を実現し地域で暮らし続けることを可能とする、ノーマライゼーションの理念を市民参画で実践します。

《成年後見制度本来の担い手としての市民後見人の養成》

同じ住民の立場で被後見人に寄り添い、きめ細かい支援を行う市民後見人を成年後見制度本来の担い手として養成し、住民が互いに支え合う協働社会の実現を目指します。

《住民、社会福祉協議会、専門職、行政等による重層的な権利擁護体制の構築》

市が従来取り組んできた成年後見サポート等で培ってきた関係機関・団体等による連携を土台とし、さらに、住民の参画を得て、それぞれの特徴を生かし、地域における権利擁護のネットワークを強化します。

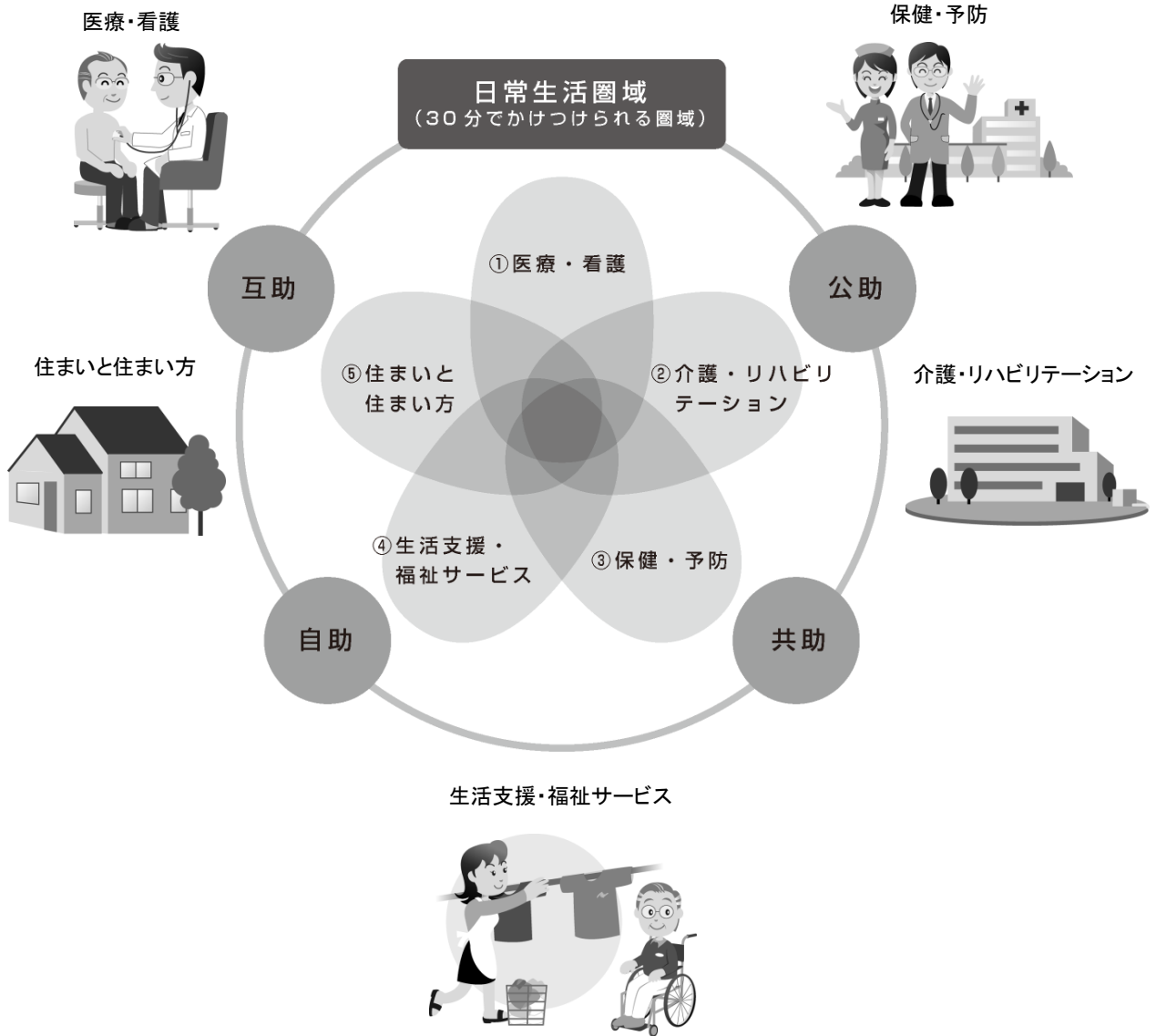


●住民と創る地域包括ケアシステムへの参画

社協は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」に参画します。

社協では「第1章 4活動計画の基本的な考え方」で示した4つの視点「自助」「互助」「共助」「公助」のもと、団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、5つの構成要素（①医療・看護、②介護・リハビリテーション、③保健・予防、④生活支援・福祉サービス、⑤住まいと住まい方）が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて関係機関と連携を図ります。また、それらが包括的（利用者のニーズに応じた①から⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必要です。

地域包括ケアシステムのイメージ図



実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
福祉意識の向上	福祉講演会による福祉意識の高揚を図る	調査研究	事業調整	事業展開	実施・継続	➡
	社会福祉大会の開催による普及啓発活動	調査研究	事業調整	事業展開	実施・継続	➡
	ボランティアフェスティバル等の交流事業	調査研究	事業調整	事業展開	実施・継続	➡
市民後見人の普及	市民後見人養成講座の開催	調査研究	事業調整	事業展開	実施・継続	➡
住民と創る地域包括ケアシステム	地域包括ケアシステムへの参画	調査研究	➡			

2 福祉サービスの提供体制の充実

(1) 福祉教育の充実と人材育成

学校における深刻ないじめや不登校が社会問題となり、家庭や地域での生活課題の山積など、子ども達を取り巻く環境は厳しさを増しています。学校業務も多忙を極め、一人ひとりの教職員の負担も増大し、子ども達の健やかな育ちを地域全体で支える仕組みづくりが急務となっています。

一方で、社協は地域福祉の推進を使命としており、学習指導要領にある「ボランティア活動や豊かな体験」「地域社会との連携」等にも深く関わっており、学校と社協との相互理解と連携がこれまで以上に必要となっています。

①体験的な学習を大切にする

地域福祉を推進していくためには、次世代を担う子ども達に「ともに生きるころ」を育てることが重要です。そのためには、ボランティア等の福祉体験を通じた福祉教育の取り組みが必要です。

現在、社協は、市内の小学校、中学校、高等学校を福祉協力校に指定し、児童や生徒を対象に手話、点字、車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を毎年行っています。福祉実践教室や社会福祉施設での利用者との交流を通じて、地域福祉の課題や問題点に気付き、日常的な福祉の実践活動へと繋がるきっかけづくりをするため、今後も事業を継続していきます。



【手話体験】



【車いす体験】

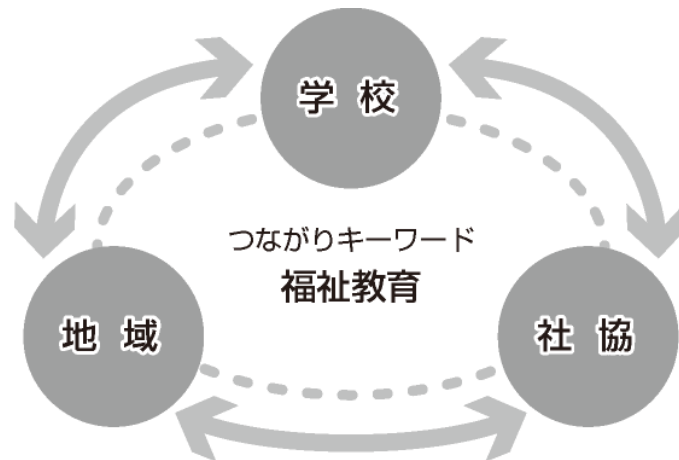
②地域の一人としての意識を育てる

学校におけるいじめや不登校は、学校教育のみの問題ではなく、家庭の養育機能や地域コミュニティの機能低下とも大きく関わっています。

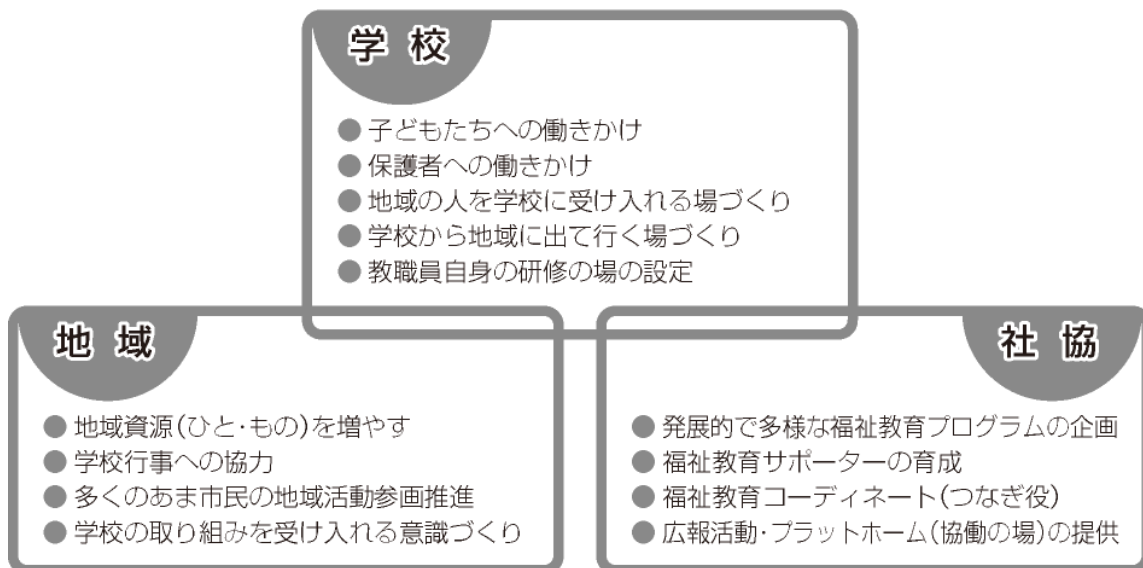
地域の「教育力」や「福祉力」を活用し、学校と地域が協働して子ども達の教育に関わることが必要です。「できること・できないこと」をお互いに出し合い、個々の専門性や社会的役割の違いを認め合い、一緒に考えることのできるネットワークづくりが必要です。学習の場が地域に広がり、子ども達が地域の一員としての意識を持つことが、豊かな地域づくりにも繋がります。

③福祉教育を進めていくために共有したい役割

地域と学校と社協がパートナーシップを持つことが大切です。



パートナーシップのイメージ図



資料：福祉教育実践ガイド「地域福祉は福祉教育ではじまり福祉教育でおわる」
(平成24年3月から一部抜粋)

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
福祉実践教室	体験的な学習から学ぶ福祉教室	継続	➔			
福祉出前講座	総合的な学習に福祉出前講座を实践	調査研究	事業調整	実施・計画	➔	
学校と地域パートナーシップづくり	学校・地域・社協が連携し、「福祉力」を高める	調査研究	事業調整	実施・計画	➔	

(2) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

住民が安心して暮らしていくためには、福祉・保健・医療など必要なサービスが地域社会に整備され、総合的に利用できるよう、それぞれが連携して機能していることが必要です。様々な福祉サービスを整備し、質の向上と内容の拡充に努めます。

①車いす専用車（福祉車両）の貸出事業

社協では、公共交通機関等で移動することが困難な方に、車いすが搭載できる「車いす専用車（福祉車両）」の貸出を行っています。

利用者ニーズが高く、操作性も簡単なことから、通院、介護施設への送迎、行楽地への移動手段など、様々な用途に利用されています。



【車いす専用車（福祉車両）】

②車いすの貸出事業

車いす専用車と同様に利用者ニーズが高く、車いすを必要とされる方に対し、日常生活の便宜や社会参加の促進し、福祉の向上を図ります。

また、疾病や傷病等で一時的に歩行が困難な方に車いすの貸出を行い、日常生活の便宜を図るとともに、社会参加を促進します。



【自走式】



【介護式】

③寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝たきり老人及び在宅の重度身体障がいのある人等に対し、衛生保持の観点から在宅介護上必要な寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

④配食サービス事業

食事を作ることが困難な高齢者等を対象に昼食の配達サービスを実施しています。健康維持や安否確認を行い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
車いす専用車(福祉車両)貸出事業	車いす専用車の貸出	見直し	拡充	→		
車いす貸出事業	車いすの貸出	継続	→			
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施	見直し	拡充	→		
配食サービス事業	食事を作ることが困難な高齢者等を対象とした昼食の配達サービス	見直し	拡充	→		

(3) 福祉サービス利用者の権利擁護

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が不十分な方が財産管理や日常生活で生じる契約などの行為において、不利益を被ることがないように権利を守る必要があります。

社協は、自分自身で契約などの判断をすることやお金の出し入れ、書類の保管、管理等をすることに不安のある方に対して、日常生活自立支援事業（以下「支援事業」という。）を実施しております。支援計画を作成し、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理等を行っています。

①日常生活自立支援事業への対応

《対象となる利用援助者》

1. 判断能力が不十分な方
2. 支援事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められ、同時に制度利用の必要性が認められる方
3. 支援事業の利用意思のあることが認められる方
4. 支援事業の利用の必要性が明確な方

《サービスの種類》

1. 福祉サービスの利用援助
2. 日常的な金銭管理サービス
3. 書類等の預かりサービス

②実施主体と専門員の配置

支援事業の実施主体は、愛知県社会福祉協議会ですが、実際の支援にあたり、住民の身近な市町村の段階での相談援助をすることが必要です。そのため、具体的な業務を基幹的社会福祉協議会に委託し、利用者の増加に合わせて基幹的社会福祉協議会を増やしてきましたが、平成27年度から市町村社会福祉協議会で実施します。それに伴い、専門員を配置し、事業の円滑化を図ります。



【専門員】

③成年後見制度の活用による日常生活自立支援事業の利用

支援事業のガイドラインに基づく判断能力を有していないと思われる場合でも、成年後見制度や任意成年後見制度の利用により、支援事業を利用できる場合があります。

ただし、成年後見制度等と支援事業の併用や具体的な役割分担等の判断は、愛知県社会福祉協議会（契約締結審査会）にて審議され、認定されることが必要です。



実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
日常生活自立支援事業	日常生活に不安を抱える高齢者、障がいのある人に対する支援 ・福祉サービス利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス	継続	専門員の設置 ・事業継続	→		

(4) 介護保険・障害福祉サービス事業の紹介

①居宅介護支援事業（ケアマネジメント）

福祉サービスを利用する場合、利用者の要望により複数のサービスを必要とすることも多く、保健・医療・福祉等の各種サービスが総合的に提供されるよう管理する仕組みが重要です。

そのため、介護支援専門員（ケアマネジャー）（以下、「ケアマネジャー」という。）が要介護認定者に「居宅サービス計画」を作成し、保健・医療・福祉の各種サービスに結びつける居宅介護支援事業（ケアマネジメント）を実施しています。

また、社協では、あま市地域包括支援センターから委託を受け、要支援認定者にも「介護予防サービス・支援計画」を作成し、ケアマネジメントを行っています。

事例検討会や研修会の実施、利用者支援の困難な事例について、関係者や関係機関と連携し、支援方法の検討などを行っています。

これらのケアマネジメントは、利用者の多様化するニーズに対応できるよう、常に職員の資質向上に努め、関係機関と連携して対応できる体制づくりが必要です。



【介護相談】

【サービス担当者会議】

【住宅改修の相談】

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
居宅介護支援事業	ケアプランの作成助言・援助	継続	見直し	→		
介護予防ケアマネジメント事業(要支援)	予防プランの作成助言・援助	継続	見直し	→		
介護保険認定調査	介護認定調査の実施	継続	→			

②訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、要介護者等の心身の特性を踏まえ、有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう支援するサービスです。

介護保険法に基づくサービスは、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づき、食事・入浴・身体の清拭などの「身体介護」と掃除・洗濯などの「生活援助」に区分したサービス提供を行っています。

一方、障害者総合支援法に基づくサービスにおける「ホームヘルプ」も、介護保険と同様に「身体介護」と「生活援助」に相当するサービス提供を行っています。また、外出時の「移動支援」サービスも実施しています。

これらサービスの安定提供を可能にするため、訪問介護員同士、及び関係機関との連携を強化し、知識や技術を高めることで介護の質を向上させ、社協の訪問介護員としての使命を果たし、他地域のニーズに柔軟に対応します。また、在宅福祉サービスの法制度改正に的確に対応しながら、訪問介護員の人材確保を積極的に行い、サービスの安定提供ができる体制を整備します。



【家事の支援】



【食事の介助】



【移動の介助】

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
訪問介護事業 (介護保険)	身体介護・生活援助等	継続	見直し	→		
訪問介護事業 (障害福祉)	身体介護・家事援助・重度訪問介護等	継続	→	見直し	→	
地域生活支援事業	移動支援・行動援護等	継続	→	見直し	→	

③通所介護事業（デイサービス）

通所介護（デイサービス）は、昼間に日帰りで施設に通い、要介護者等に外出の機会を与え、社会的孤立感の軽減や、心身機能の維持・向上を図ると同時に家族の介護負担軽減を目的として実施するサービスです。

介護保険法に基づくサービスは、市内3カ所で行っています。ケアマネジャーが作成するケアプランに基づき、利用者の自宅から施設までの送迎を行い、食事・入浴・排泄等の日常生活上の支援、レクリエーション・体操等サービスを提供しています。

一方、障害者総合支援法に基づくサービスは、地域の社会資源の状況を踏まえ、介護保険と同様の施設において、市の指定により行っています。

障害相談支援専門員と調整し、利用者の自宅から施設までの送迎、食事、入浴、創作的活動等サービスを提供しています。

通所介護は市内に多くのサービス事業者が進出し、競合する厳しい状況にあります。在宅福祉サービスの法制度改正と利用者・家族のニーズに対応するため、特色ある通所介護機能と地域密着の視点で検討し、柔軟に対応します。また、営業活動や広報活動にも力を入れ、関係機関と連携を強化し、幅広く積極的に情報収集を行い、適正なサービス提供に努めます。



【送迎の介助】



【入浴の介助】

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
デイサービス事業 (介護保険)	入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活の支援等	継続	見直し	→		
基準該当生活介護 (障害福祉)	日常生活訓練・社会適応訓練等	継続	→	見直し	→	
地域活動支援センター (地域生活支援事業)	創作的活動、社会適応訓練・機能訓練等	継続	→	見直し	→	

④就労継続支援B型事業

生産活動への参加を通し、働くことへの大切さや楽しさ、それぞれの役割を担うことによる達成感を実感でき、生活意欲の向上へと繋がっていくような支援を目指すことを理念として、運営しています。

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。



【くすのきの家】



【七宝福祉作業所】



【美和ひまわり作業所】

対象者

- 市内に住所を有する人。
- 法第19条第1項[※]に規定する支給決定を受けた人。
- 満15歳以上の知的障がい児または知的障がい者で就労訓練を必要とする人。
- 就職していない人。

※法第19条第1項：「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（障害者総合支援法）

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
就労継続支援B型事業(障害福祉)	生産活動・職業訓練・就労支援・生活訓練・療育活動・レクリエーション	継続	見直し	拡充	➔	

⑤生活介護事業

創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、身近自立や社会性の向上を目指します。また、機能訓練（運動・音楽療法等）やレクリエーション・施設外活動などを行い、身体機能保持を図りつつ楽しみながら自立生活への意欲向上につなげていけるような支援を目指すことを理念として、運営しています。

日中において、日常生活上の支援、創作的活動の機会の提供、身体能力・日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護を実施する所です。利用できる方は常時介護が必要な障がいのある人であり、以下に該当する人が対象です。



【くすのきの家西館】

対象者

- 市内に住所を有する人。
- 法第19条第1項^{*}に規定する支給決定を受けた人。
- 満15歳以上の知的障がい児または知的障がい者で生活介護を必要とする人。
- 障害支援区分が3以上の人。ただし、満50歳以上の人については、障害支援区分が2以上の人。

※法第19条第1項：「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（障害者総合支援法）



【機能訓練】



【レクリエーション活動】

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
生活介護事業 (障害福祉)	日常生活訓練・療育活動・機能訓練・レクリエーションなど	継続	見直し	拡充	➔	

第3章

法人運営の強化

第3章 法人運営の強化

1 運営基盤の強化

(1) 会員募集と独自財源の確保

現状と課題

- ・平成24年度決算によると補助金、委託金等は収入全体の約26%、介護保険・障害福祉サービス収入は約44%、会費収入や共同募金などの収入は約3%、その他の事業収入は約27%です。
- ・新たな財源の確保が課題となっています。
- ・会員（会費）募集による収入の減少が続いています。

方針・方策

- ・会員募集、共同募金に住民の自発的な参加、協力を得られるよう啓発し、増額に結びつくように努力します。
- ・新たな財源確保の手段を検討します。

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
会員(会費)募集	社協会員の増加に努める	見直し	実施・継続	→		
	使途をより明確にする	見直し	実施・継続	→		
赤い羽根共同募金	募金の増加に努める	見直し	実施・継続	→		
たすけ愛チャリティボックス	協力店の増加に努める	見直し	実施・継続	→		
新たな事業収入	ホームページバナー広告、封筒広告	実施	→			

(2) 支出の抑制

現状と課題

- ・職員の経費削減意識に差があり、全般的な経費削減への意識が必要です。

方針・方策

- ・経費を削減する目的を明確にし、職員全員がより一層の意識を持って業務を行います。
- ・消耗品等の調達方法の見直しを行います。
- ・委託業務等は、長期契約を行い、経費削減に努めます。
- ・組織改革や業務改善を行うことにより合理化、効率化、人件費の抑制を図ります。

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
軽費の削減	在庫管理の徹底	継続	→	→	→	→
	調達方法の一元化	見直し	→	→	→	→
	財政シミュレーションの導入	見直し	実施	→	→	→

2 組織・役員等の体制

(1) 組織基盤の見直し及び強化（法人運営体制や職員体制の充実・強化）

介護保険制度・障害者総合支援法など、情勢の変化や地域での様々な課題に対応していますが、社会福祉法人として、役員会を中心に組織を強化し、方向性を定め進んでいくことが求められています。

現状と課題

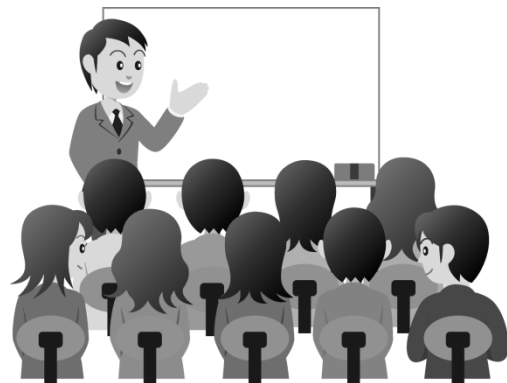
- ・役員が社協事業に直接的に関わる機会が少ない状況です。
- ・住民のニーズや事業に対応するため、役員から専門的な意見を活かすことが必要となってきました。
- ・事業規模や会計に対する適正なチェックが必要になってきています。

方針・方策

- ・役員がそれぞれの立場を生かした活発な意見交換が出来る役員会の運営を目指します。
- ・役員の専門性を活かす部会を設置し、社協事業に参画する機会をつくります。
- ・外部の専門家による経営評価の検討を行います。
- ・「役員研修」を実施します（地域福祉の先進地視察、他の市町村社協との交流、職員との合同研修会など）。

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
理事会	部会制を含めた活発な理事会の運営	調査研究	→	実施	→	→
評議員会	活発な評議員会の運営	調査研究	→	実施	→	→
外部評価	第三者の専門家による経営評価	調査研究	見直し	実施	→	→



3 人材育成

(1) 職員体制の強化

現状と課題

- ・職員の資質の向上を図ることが必要です。
- ・職員の資質向上を促す、研修の体系や計画の再検討が必要です。

方針・方策

- ・総合的、個別的な研修計画を作成し、職員の資質の向上に努めます。

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
総合的、個別的な研修計画の作成	職員の資質向上を促す行動計画を作成する	調査研究	策定	→	実施	→

(2) 利用者の利益保護

現状と課題

- ・「苦情解決規程」により苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置しています。
- ・本支所内に苦情解決制度に関する掲示を行っています。
- ・「個人情報保護規程」等を制定しています。
- ・情報開示等の申請に対応しています。

方針・方策

- ・定期的に苦情解決制度を社協だより等で周知します。
- ・全職員が、苦情に対し迅速な対応ができる体制にします。

実施計画

項目	実施内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
社会福祉サービス事業における苦情解決制度	機関紙を使って制度の周知に努める	継続	→			
個人情報保護制度の推進	全職員が制度を理解するための研修の実施	実施	継続	→		

資料編

資料編

1 あま市地域福祉計画策定委員会要綱・策定委員会委員名簿

あま市地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 あま市地域福祉計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) あま市地域福祉計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健・医療関係代表
- (2) 社会福祉関係代表
- (3) 高齢福祉関係代表
- (4) 児童福祉関係代表
- (5) 教育関係代表
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とし再任することができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長に事故があるとき、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

【あま市地域福祉計画策定委員会委員名簿】

(敬称略・順不同)

	選出区分	所属	氏名	備考
1	保健・医療関係者	あま市医師会代表	富田 悦充	
2		あま市歯科医師代表	渡邊 剛	
3		医療法人代表	鈴木 千鶴	
4	社会福祉関係者	あま市心身障害児(者)保護者会会長	曾我 和子	
5		あま市社会福祉協議会会長	青木 精三 (委員長職務代理者)	
6	高齢福祉関係者	あま市民生児童委員協議会会長	鷺尾 秋香	平成24年10月1日～平成25年11月30日
7			杉本 正明	平成25年12月1日～
8		あま市老人クラブ連合会会長	平野 正雄	
9		老人福祉施設代表(あま恵寿荘)	加藤 美由紀	
10	児童福祉関係者	あま市子ども会連絡協議会会長	近藤 金博	
11		あま市立保育園保育士長	鶴田 まり子	平成24年10月1日～平成25年3月31日
12			菱田 洋子	平成25年4月1日～
13	教育関係者	あま市教育委員会委員長	二ノ宮 鉄弥	平成24年10月1日～平成25年6月24日
14			堀江 徹二郎	平成25年6月25日～
15		あま市学校長会代表	水谷 朋和	平成24年10月1日～平成25年3月31日
16			加藤 和正	平成25年4月1日～
17		あま市小中学校PTA会代表	壁谷 紀昭	平成24年10月1日～平成25年3月31日
18			吉田 一	平成25年4月1日～
19	学識経験者	元日本福祉大学准教授	木全 克己 (委員長)	
20		元同朋大学教授	戸田 信正	
21		津島保健所健康支援課長	足立 究	平成24年10月1日～平成25年3月31日
22			丹羽 恵子	平成25年4月1日～
23	その他会長が必要と認める者	あま市ボランティア連絡協議会会長	松本 治子	平成24年10月1日～平成25年3月31日
24			北野 まり子	平成25年4月1日～
25		あま市福祉部長	横田 鎌之	
26	オブザーバー	日本福祉大学研究員	小坂井 愛理	

2 あま市地域福祉活動計画策定委員会要綱・策定委員会委員名簿

社会福祉法人あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するにあたり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1)活動計画の策定に関すること
- (2)活動計画の検証に関すること
- (3)前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1)保健・医療分野
- (2)社会福祉分野
- (3)高齢福祉分野
- (4)児童福祉分野
- (5)教育分野
- (6)学識経験者
- (7)その他会長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とし再任することができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長に事故があるとき、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉法人あま市社会福祉協議会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、あま市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用する。ただし、条例中の「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

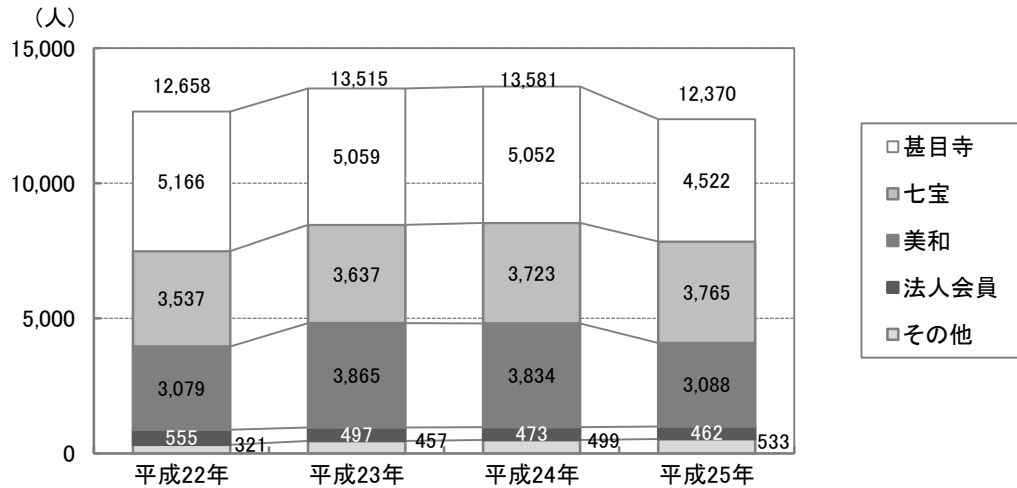
【あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿】

(敬称略・順不同)

	選出区分	所属	氏名	備考
1	保健・医療分野	あま市医師会	富田 悦充	
2		あま市歯科医師会	渡邊 剛	
3		医療法人	鈴木 千鶴	
4	社会福祉分野	あま市心身障害児(者)保護者会	曾我 和子	
5		あま市社会福祉協議会	青木 精三 (委員長職務代理者)	
6	高齢福祉分野	あま市民生児童委員協議会	鷺尾 秋香	平成25年4月1日～平成25年11月30日
7			杉本 正明	平成25年12月1日～
8		あま市老人クラブ連合会	平野 正雄	
9		老人福祉施設	加藤 美由紀	
10	児童福祉分野	あま市子ども会連絡協議会	近藤 金博	
11		あま市保育園	菱田 洋子	
12	教育分野	あま市教育委員会	二ノ宮 鉄弥	平成25年4月1日～平成25年6月24日
13			堀江 徹二郎	平成25年6月25日～
14		あま市学校長会	加藤 和正	
15		あま市小中学校PTA会	吉田 一	
16	学識経験者	元日本福祉大学	木全 克己 (委員長)	
17		元同朋大学	戸田 信正	
18		津島保健所健康支援課	丹羽 恵子	
19	その他会長が 必要と認める者	あま市ボランティア連絡協議会	北野 まり子	
20		あま市福祉部	横田 鎌之	

3 各種団体に関する現状

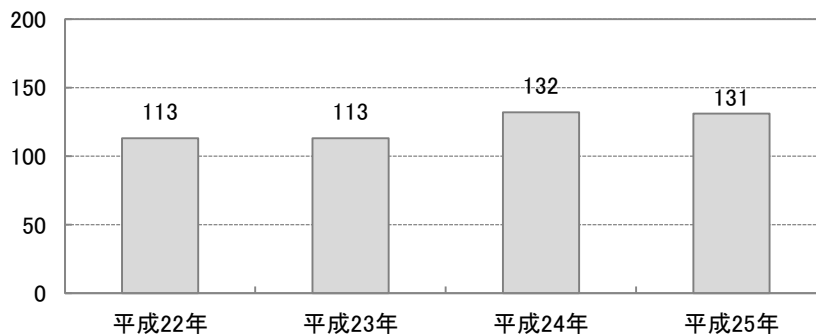
(1) あま市社会福祉協議会会員数（年度別）



資料：社会福祉協議会（平成25年12月31日現在）

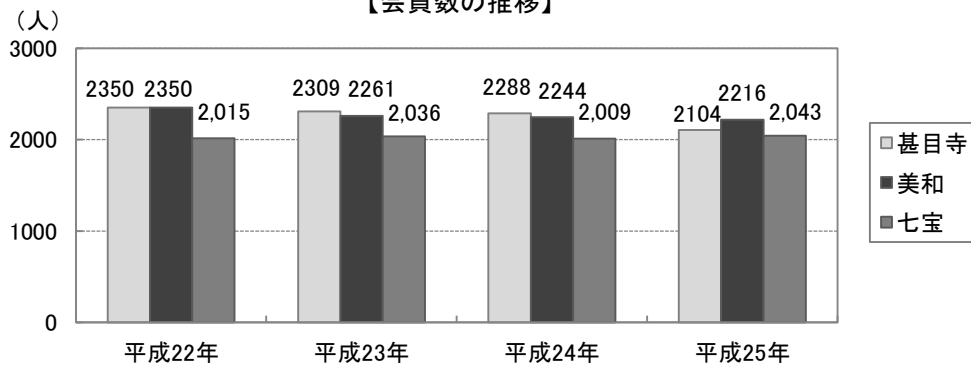
(2) 老人クラブ会員数の推移

【単位老人クラブ数の推移】



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

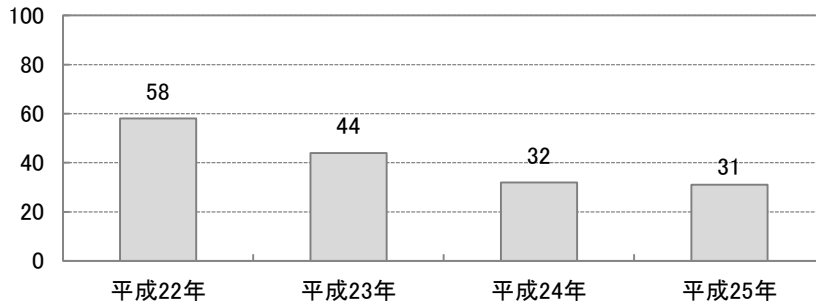
【会員数の推移】



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

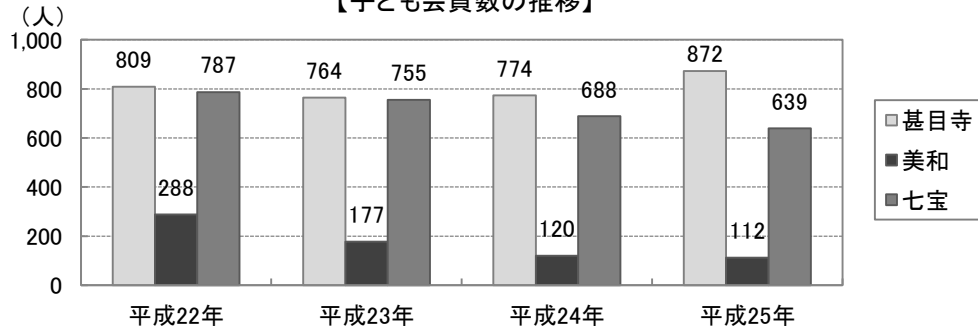
(3) 子ども会員数の推移

【単位子ども会数の推移】



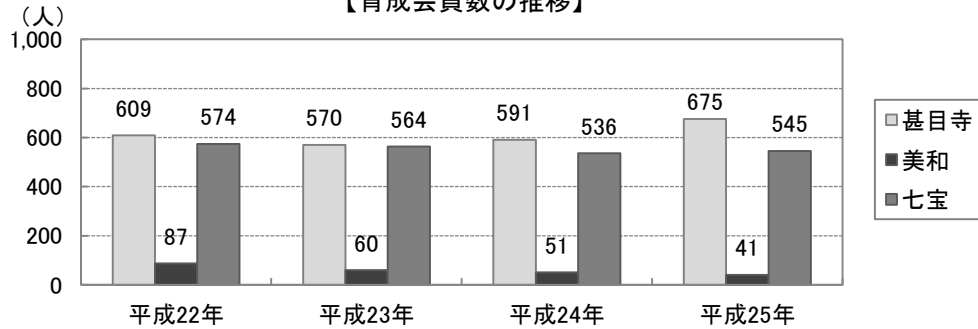
資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

【子ども会員数の推移】



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

【育成会員数の推移】



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

(4) あま市社会福祉協議会ボランティアセンター登録数の推移

年度	団体登録(団体)	個人登録(人)
平成22年	101	55
平成23年	93	76
平成24年	96	91
平成25年	102	50

資料：社会福祉協議会（平成25年12月31日現在）

4 地域懇談会のまとめ（第1回、第2回）

第1回、第2回地域懇談会におけるAからCの3グループごとの意見をまとめました。

◆第1回地域懇談会まとめ◆

【Aグループ】

テーマ① 互いに支え合うきずなづくり

市民としての意識低下

- ・町内での各イベントに参加する人が少ない
- ・地区の総会(年1回)に参加があまりなく、昔から住んでいる方と新しく転入された方とのふれあいがない
- ・地域のリーダーとしてボランティア活動に参加できる人を要請する

ご近所づきあいの低下

- ・道路にゴミ(缶・ペットボトル)散乱しているが気にしない人が多い
- ・何か困ってる方がみえたら気軽に声かけができたらい
- ・地区の中で、同じ組・班の人の名前・顔はわかるが、他の組・班の人の顔・名前がわからないことがあり、あいさつもできないことがある
- ・友達を多く作って話をすることや、ボケないこと
- ・マンションが増えて住民の姿がみえない
- ・地区の行事(側溝清掃など)をするが、参加しない人がいる
- ・一人暮らしの方の安否確認を進める
- ・あま市民としての所属感を高める
- ・地域住民とのあいさつが少ない
- ・年齢が高齢化して近隣とのふれ合いがない(閉じこもり)
- ・地域に公共施設がない(近くに)
- ・地域の行事に積極的に参加できるようにしたい

協働の推進

- ・協働の推進
- ・行政内(各課)の連携→たて割りの解消

さまざまな立場、 世代の人の相互理解

- ・バリアフリー化が整ったまち
- ・障がいに対し偏見と差別がなくなるように
- ・精神障がい者への偏見をもたないまち
- ・精神障がい者でも安心して一人暮らしができるまち
- ・障がい児(者)が生まれ育った地元で普通に一生暮らしていけるまち
- ・学童保育などに預けることに後ろめたさがないまち
- ・子育て世代の親も安心して働けるまち
- ・災害時に安心して避難、避難生活ができるまち(高齢者、障がい者、子ども達)
- ・世代間交流(子ども、子育て世代、高齢者)

情報の共有不足

- ・行政による施策・事業や民間団体の活動の周知の徹底
- ・精神障がい者が地域に参加できるまち(地域の行事や活動など)
- ・長い人生過ごしてきた方達の生きざま、考え方を聞けるような場所がほしい
- ・情報の公開(市ホームページを見やすく!)
- ・老人にあげる作品をつくるのに困ることがある
- ・福祉の老人に作品をつくってあげるのがよいが、つくるのに苦勞する
- ・町内の中でコミュニティを作してほしい

【Bグループ】

テーマ② 地域力を高めるためのしくみづくり

社会的弱者に対する問題点

- ・隣近所とうまくつき合うには
- ・地域とのつながりをどうつくれば良いか
- ・健常者と障がい者とつどうことが(場が)無い
- ・障がいを理解してもらえない場がない
- ・各障がいに対して適切な対応をする
- ・障がいを理由に就労の機会が少ない
- ・障がいを持つ方々が自立して生活がしづらい
- ・偏見や見た目などの間違った情報が多い

関係機関の施策に対する問題点

- ・気軽に相談できる窓口がわからない
- ・市民や関係機関の協力が必要
- ・少子化・核家族化により地域とのつながりが希薄になっている
- ・施設運営が困難な場合が多い
- ・社会資源の利用方法が旧3町により異なる
- ・小学校から自閉症などの勉強を取り入れていくことも必要性を感じている
- ・気楽に集える場を提供しているが、参加してくれるママが少ない講座がある
- ・町内会、となり組とのつながりが希薄になっている
- ・地域福祉推進の体制づくり
- ・周囲に気楽に相談できる人がいなくて、一人で子育てしている母親が孤立化している
- ・交通の便がよく気軽に出かけられるまち
- ・市内巡回バスの運行
- ・近所の人との交流が出来るまち
- ・高齢者福祉サービスが充実しているまち
- ・一人で安心して生きていけるまち

地域人材力に対する問題点

- ・人材不足
- ・責任が負担になる
- ・子どもが小中学生になると働きに出る母親が増え、ボランティアメンバーをやめる人が増えて会員が減少し、個人負担が増える
- ・広報で「子育て支援ボランティア」を一緒に活動しませんか？と募集したが申し込みは1人だった。アンケート6割？実行することの難しさ
- ・ボランティア参加にやりがいを感じない
- ・グループ化しやすい
- ・ゆとりがない(心・経済面)
- ・子どもを育成する
- ・見守り隊が以前あったが、声かけだけで何のメリットもなかったように思う(玄関先で対応のみ)
- ・知識をより深めるため研修に参加・援助を願いたい
- ・友愛活動の強化、家庭訪問月1度
- ・専門知識を持つ人材が少ない
- ・参加して自己満足を得て、より自分を磨いてゆく

【Cグループ】

テーマ③ いつまでも安心して暮らせるまちづくり

道

- ・高齢者や障がいのある方、子ども達が安心して歩ける(出かける)ことができる道づくり
- ・狭くて暗い道が多く、犯罪につながりやすい
- ・犯罪のないまち
- ・歩道の安全
- ・自転車道と車道がはっきりわかる道
- ・歩道がない道路が多く交通事故に遭いやすい
- ・側溝の蓋がない所あり

地域福祉

- ・若年でも病気、ケガで買い物に行けない時、代行して頂ける人がいるまち
- ・今後買い物難民が増えてくる
- ・健康寿命の延ばし方の住民教育
- ・発達障がいなど、目に見えない障がいへの理解
- ・地域にある障がい者施設や利用できるサービスがよくわからない→福祉行政や社協との連携
- ・地域住民との交流やボランティア活動をコーディネートする役割(センターなど)の必要性
- ・コミュニティ管理者の福祉教育
- ・平均寿命の経緯と目標の明確化

交通の便

- ・車なしでも生活しやすいまち
- ・あま市内バスが通るまち
- ・市内全体を回るコミュニティバスを作る(他市町村は運行しているが)

医療

- ・多数の診療科を有する病院が欲しい
- ・医療費負担の問題(他市町村は障がい者の医療費がすべて無料になっている所が多い)

地域のつながり

- ・老人会の入会について行政も音頭をとる
- ・親が積極的に行事に参加できるまち
- ・地域で助け合う意識がうすいように感じる
- ・町内会組織の全員が参加すること
- ・町内会に入会する人が、特に若い世代で少なくなっている
- ・いろいろな行事に参加しながら人でも楽しめるような活動
- ・一人でも周りに助けてくれる人がいるまち

防災

- ・災害時の避難場所支援のまち(近くに)
- ・あま市の海拔の状況を知らしめる
- ・地域の災害時、道具を持っている人を全員に知らしめる
- ・地域における災害教育指導者をつくる
- ・災害時、障がい児者など弱者に対する支援
- ・三連動地震の時、避難方法の徹底

子どもの生活安全

- ・子どもからお年寄りまで広く交流し、顔見知りを作る
- ・地区ごとの子どもが集える場所(集会所・公民館開放)
- ・様々な世代(子ども、高齢者、障がい者など)が日中、気軽に参加できる「居場所」づくり
- ・放課後子ども教室 全校実施
- ・子どもたちが安全に遊べる場所
- ・小学校の見守り(夕方校庭で遊んでいる子の)
- ・児童クラブは少ない(小さい)
- ・学区の割りぶり
- ・子ども、親にとっても安心して遊ばせられる・遊ぶことができる公園
- ・子どもが安心して遊べる公園、広場

目標

- ・愛着のもてるまち

◆第2回地域懇談会まとめ◆

【Aグループ】 テーマ① 互いに支え合うきずなづくり

課題	解決策
協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の情報収集と公開(各団体) ・市ホームページ上に意見交換、情報発信の場をつくる ・公共施設への交通情報の伝達
さまざまな立場、世代の人の相互理解	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対して偏見を持たない ・小学校・中学校での人権・社会教育 ・学習機会の提供 ・母親に対する社会教育 ・各障がいに対して教育機関での指導 ・ITをとり入れた「顔が見えるネットワーク作り」 ・子ども達とお年寄りの方と一緒に過ごす時間を持つ。昔のくらしのこと(食べ物、衣服、生活、道具)、昔の遊びなどを教えてもらったり、一緒に遊ぶ。 ・在宅弱者でもタブレットを使用する ・高齢の方の家へ、敬老の日を機会に子ども達が訪問して声をかける ・下校時の見守りの方々の日頃の世話に対して感謝する会を設けるなどしてふれあう時間を増やす
ご近所づきあいの低下	<ul style="list-style-type: none"> ・すれちがったら必ずあいさつをする ・各推進月間をつくる(ゴミゼロ、あいさつ、防犯パトロール) ・高齢者単身世帯への定期訪問 ・道を歩いてもあいさつができなくて、今は昔のように話をする人がなく残念です ・友愛活動の推進 ・話をしても認知症の人が多く家に見える。その人達をどうしたらよいか。
市民としての意識低下	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の中で話をして行事に参加する所がほしい ・公共施設の活用を積極的にPRする ・地区の祭りなどを盛んにして多くの方が進んで参加できるようにする。子ども会、老人会、各家族などが必ず参加する。 ・市民の活動スペースをつくる。夜9時くらいまで開所して欲しい。 ・色々なボランティアで人のことを気にせず参加して楽しく暮らしてほしい ・各地域にコミュニティ活用を普及する為、指導者の育成をする ・子育て中の女性の能力活用 ・行政がボランティア活動のできる人を要請する
情報の共有不足	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板の有効利用 ・障がい者の特性や活動内容を知ってもらう。色々な施設の特集を組んで広報や市ホームページなどに載せてもらう。 ・大きな避難訓練時に障がい者、幼児など(団体可)が参加する ・イベント情報を告知する(広報の他、ポスター、チラシなど) ・住民の趣味を聞き出し、色々なサークルを作る ・地域の公共施設の開放 ・昔の遊びを小学校全体で教える

【Bグループ】 テーマ② 地域力を高めるためのしくみづくり

課題	解決策
社会的弱者に対する問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「出来ない」ことを考えるより「出来る」ことを見出す ・高齢者を出来るだけ出席させる方法 ・まず近所の方からあいさつ、声かけ ・声かけすることによって会話が始まる ・社会的弱者に手をさしのべる機会を充実させる ・あまつりの細分化 ・早期療育の実現 ・高齢者の孤立⇒見守り隊のできることを増やす ・各障がいに対する勉強会 ・公共の場でも少しずつでも職場に障がい者を雇用する ・弱者の対象者を絞る(例:①高齢者、②障がい者、③生活困窮者、④雇用が安定していない人)
関係機関の施策に対する問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口の対応は、受け入れ(相談)し易い訓練習得した人が当たる ・それぞれが研修を受け一歩ずつ自己を磨いてゆく ・高齢者福祉サービスが充実しているまち。現在の行政では、高齢者の健康チェックが不十分と考えられるので、例えば緊急医療情報キットが備えられているか。 ・気軽に相談できる窓口 ・他人のせいにならない。まず自己研鑽が必要。 ・小中学生になると働きに出る親が増える⇒有償ボランティアの必要性 ・昼間に高齢者、子育てブースなど ・「12日観音様」の『市』の活用
地域人材力に対する問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・“広報見ましよう”運動 ・広報、メールマガジン(登録制)などで情報提供しているが +市ホームページ、手作りポスター ・高齢者世帯(老々介護での共倒れを防ぐ方法を考える、介護の程度をどのように理解出来ているか、災害時の対策はどうか) ・地域のおじいちゃん、おばあちゃんに手助け、活躍してもらおう(孫育て) “ソフリエ”の誕生 ・情報(例:広報や新聞・ネット)を集め、必要性があるものを広く周知する ・人材育成の講座。周知、告知。
参考例	<ul style="list-style-type: none"> ・おじいちゃん、おばあちゃんの再教育勉強会(子育て支援) ・見守り隊のできることを増やす ・近所同士の声かけ、あいさつ運動(閉じこもりがちの人への第一歩) ・障がい別の勉強会(障がい者を理解するために) ・各種まつりの内容再検討(内容・規模・開催時間など) ・障がい者と健常者が一緒に勉強会を行う。 ・障がい者の就労支援として…2%の出前または家内労働、できることだけしてもらおう就労など ⇒ 内容の検討・提案 ・広報を見よう(読もう)運動(情報共有の第一歩)

【Cグループ】 テーマ③ いつまでも安心して暮らせるまちづくり

課題	解決策
地域のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに名簿、電話、年齢構成表をつくること ・ゴミ袋の配布を従来の通り地域組織で行うようにする ・ふれあいサロンなどを定期的に行うとよい(月1回ほど) ・ファミサポ。幼～小まで対象、大人まで対象を広げ、提供会員の方も仕事内容の幅を広げてもらう(色々な人材バンク) ・各会や行事など音頭のとれる人材育成をする ・神社・お寺でのイベントを多くする ・地域の行事を考える時に子どもたちに企画、運営に参加させる ・役員になっても負担が少なくて済むようにする ・高校生くらいの子どもたちに地域行事の運営をさせる ・入っていない人や新しく転居してきた人に町内会の説明をする
地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターを活用(退職者にいかに行政へ参加してもらうか) ・小学校入学あたりの保護者向けに発達障がいなどわかりにくい障がいの講演会など ・無料タクシーの活用(病院、買い物など) ・コミュニティバスを買い物出来る場所まで運行させる ・障がいへの理解を深める為に子どもの頃からの教育と人材育成が必要 ・近隣のスーパーなどのお届けサービス(特にネット利用できない方向け)。ボランティアが注文を取りに行く。 ・様々な障がい、病気などへの普及啓発(講演会など) ・福祉サービスに対するニーズを市全体でアンケートにて調査する
交通の便	<ul style="list-style-type: none"> ・時刻表を作って、バス停もはっきりしてほしい ・市内バスは地域循環型、広域循環型の2本立てとする ・コミュニティバスの運行体制をどうするか。市(公営)にするか民間(名鉄バスなど)に委託するか。 ・バスは病院、コンビニ、鉄道駅によること
道	<ul style="list-style-type: none"> ・暗い所が多いため街灯の設置箇所を増やし明るくする(駅、通学路、住宅地の周辺など) ・歩道の整備を行う ・歩道と車道を区別する。わかりやすい舗装(色で分ける) ・歩道の改善 ・子どもがよく歩く!などの分かりやすい標識を作る ・側溝のフタのない所は早急にフタをする
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・5～6歳での発達面での健診 ・各地区の平均寿命・健康寿命データを開示する ・減塩食事の指導 ・市内の各医療機関の連携をとる(多数の診療科を有する病院ができればそこを「核」とする) ・脳梗塞、心筋梗塞の防止指導をする
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時だれにでもすぐわかる状況を知らせる方法をつくる ・防災訓練。障がい児者の個々の問題に合った訓練。 ・各地区の区長、町内会長にもっと権限があると良い ・先月の雨で道路が冠水した場所を明確化する。場所、水深。 ・区長に一人暮らしの方の名前を知ってもらう
子どもの生活安全	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室。あま市内、各学校でバラつきがあるので統一の方向で交流会など開く ・まちの中に見守り隊みたいな方がいれば良い ・定年退職された人による見まわりや子どもの登下校の付き添い ・子どもが安心して遊べる公園などにシルバーの方(見守り隊)に入っていたり ・学区の割りふりは行政が悪者になってふみ込むことも大事(グレーゾーンをもうける) ・児童クラブは各小学校の中にあると施設的に送迎も便利(正則小にはある) ・運動可能なゲームの普及(テレビでチャンバラで成功している地区の紹介あり) ・高学年、低学年、幼児毎に公園内の区分をする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課(児童クラブ)と学校教育課の連携

5 用語集

用語・意味	
あ 行	<p>【NPO】 NPOは非営利組織（Non Profit Organization）を意味し、ボランティア団体など、営利を目的としない民間の団体。狭義には特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人をいい、保健、医療、福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（特定非営利活動）を主たる目的とするもの。</p>
か 行	<p>【核家族化】 核家族とは社会における家族形態のひとつで、家族が夫婦とその未婚の子女であるか、夫婦のみ、または父親または母親とその未婚の子女で構成されているものを指す。戦後の高度経済発展とともに、大家族形態からこの核家族へと家族構成が変化していき、現在では家族のほとんどが核家族となった。この構成変化を核家族化という。</p> <p>【高齢化】 高齢者の増加により、総人口に占める高齢人口（65歳以上）の比率が高まっていくことをいう。</p> <p>【個人情報保護（法）】 平成15年5月に制定された個人情報の取り扱いに関連する法律で、正式名は「個人情報の保護に関する法律」といい、第23条第1項において、個人情報取扱事業者は原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされている。ただし、社会公共の利益を優先すべき場合として、①災害時要援護者リストの作成、②民生委員児童委員の活動のための対象者名簿、③自治会名簿等が挙げられ、個人情報は保護と同時に活用も課題となっている。</p> <p>【コミュニティーソーシャルワーカー】 学区福祉委員会など地域ごとの主体的な活動の推進を図るため、福祉活動に関する調査・研究、関係者のネットワークの構築、社会資源の発掘、情報提供など一連の支援を行う。</p>
さ 行	<p>【災害時要援護者】 広義には災害の際、援護が必要な人々、高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児・児童・妊産婦・外国人などを指す。一方狭義には特にひとり暮らし高齢者や重度の障がい者などを念頭において使用されることが多い。ただし、要援護者を補助する制度を利用するか否かは、要援護者自身の判断に委ねられている。</p> <p>【サロン（活動）】 住みなれた地域で仲間を作り楽しいひとときを過ごせるよう企画した活動。</p> <p>【社会福祉法】 昭和26年3月に制定された、社会福祉について規定した法令をいう。社会福祉に関する共通基礎概念を定めた法律で、福祉分野における最も基本的な法律の一つ。平成12年に法の目的である基本概念の一つに「地域福祉の推進」が位置づけられ、名称も「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改められた。</p> <p>【主任児童委員】 地域の中で児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として平成6年1月から設置され、厚生労働大臣から委嘱を受けた人。</p> <p>【成年後見制度】 民法に規定された判断能力に不安がある認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度で、平成11年の民法改正により導入された。</p>



用語・意味	
	【セーフティーネット】 最低限の安全を保障する、社会的な制度や対策を指す。本文では介護サービスを利用したくともできない（あるいはしない）人への支援を指す。
	【総合計画】 市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、全て総合計画に基づいて進められている。
た 行	【地域福祉計画】 福祉をはじめとした様々な生活課題に応えるために、「自助」「互助」「共助」「公助」の考えに立ち、地域の住民どうしが支えあえるネットワークや環境の形成についての基本理念・目標を定めた計画。
	【地域福祉活動計画】 地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。
	【地域包括支援センター】 平成17年の介護保険法改正で制定され、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が中心になって、介護予防に関するマネジメントを始めとする高齢者や家族への総合相談や支援を行う機関。
	【地区社協】 住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織。地区住民や町内会・自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成され、生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土作りを進めていく。
な 行	【日常生活自立支援事業】 社会福祉協議会が認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など、自分一人では契約などの判断やお金の出し入れ・書類の管理などに不安のある人に福祉サービスの利用援助をする事業。
は 行	【ボランティアコーディネーター】 福祉に関するボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている専門家。
	【ボランティアセンター】 地域福祉の推進のために、ボランティア・市民活動のネットワークづくりをすすめる組織。ボランティア活動をしたい人やボランティアを必要とする人や施設の相談を受け付け、ボランティア登録・紹介・あっせんなど、研修によって人材の育成を図ったりする。
ま 行	【民生委員・児童委員】 地域住民の生活状態を把握し、関係行政機関と連携しながら、ひとり暮らしの高齢者や障がい者および児童、妊産婦の福祉に関する支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた人。
わ 行	【ワークショップ】 市民ワークショップ課題や解決策等の関連を図式化するなどの共同作業をグループで行いながら、問題解決を進める手法。

**あま市
地域福祉計画**

**あま市社会福祉協議会
地域福祉活動計画**

平成26年度～平成30年度

発行年月：平成**年**月

発行：あま市・社会福祉法人 あま市社会福祉協議会

企画・編集：あま市 福祉部社会福祉課

(あま市役所甚目寺庁舎)

住所 〒490-1198

愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

TEL 052-444-3135(ダイヤルイン)

FAX 052-443-3555

社会福祉法人 あま市社会福祉協議会

(あま市甚目寺総合福祉会館内)

住所 〒490-1104

愛知県あま市西今宿馬洗46番地

TEL 052-443-4291(代表)

FAX 052-443-5461